

平成 30 年度補正予算林野庁委託事業
「クリーンウッド」利用推進事業のうち
クリーンウッド法定着実態調査事業

平成 30 年度
クリーンウッド法定着実態調査事業
報 告 書

令和元年 1 2 月

林 野 庁

「クリーンウッド」利用推進事業のうちクリーンウッド法定着実態調査事業

報告書 目次

第1章 概要

調査の背景と目的	1
調査内容	1
報告書の構成	1

第2章 アンケート調査

調査方法	3
結果	8

第3章 ヒアリング調査

調査方法	36
結果	36

第4章 アンケート調査とヒアリング調査のまとめ

巻末資料

1 アンケート調査票	61
2 国内事業者ヒアリング項目	69

第1章 概要

調査の背景と目的

平成29年5月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称クリーンウッド法）」（以下「CW法」とする。）が施行され、木材関連事業者は、自らが取り扱う木材、木材製品について、その合法性を確認することが求められることとなった。この法律に基づく、木材・木材製品の合法性確認の取組を促進し、信頼性を高めるためには、各段階での木材関連事業者がCW法を正しく理解しているか、どのような手法・仕組みで合法性の確認を実施しているか、その際、どのような基準・指標で合法性の判断を行っているか、木材・木材製品を譲り渡す際にどのような書類を添付しているか等の情報を収集するとともに、川上から川下まで木材・木材製品の流通過程を網羅した取組についての普及・定着を促進するための課題を整理し、必要な措置を講ずる必要がある。

そのため、この事業では、今後、幅広い木材関連事業者のCW法の認知度及び木材関連事業者による合法性の確認の実施の定着状況等を把握していくためのパイロット的な調査を実施し、流通・加工の段階の木材関連事業者が抱える課題を整理することで、今後のCW法の定着を促進するためにとるべき施策等の検討に資することを目的とする。

調査内容

（1）調査対象の選定

本事業では、幅広い木材関連事業者の取組について調査を行う必要があるため、対象となる木材関連事業者の選定に当たっては、関係団体の会員リスト、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「林野庁ガイドライン」という。）に基づく認定事業者名簿に加えて、建築・工務店事業者向けの月刊誌の購読者リスト等を利用した。対象となる事業者は、第一種及び第二種木材関連事業を行う者の両方を含むこと、できる限り多様な取り扱い品目を含むことに留意した。

（2）調査の手法

調査に当たっては、効果的・効率的に実施するため、（1）CW法、合法伐採木材に関する認知度に関するアンケート調査と、（2）木材関連事業者の合法伐採木材の確認の実施状況等を直接聞き取るヒアリング調査を実施した。

報告書の構成

（1）アンケート調査（第2章）

木材関連事業者の中から、林野庁ガイドラインに基づき業界団体から認定を受けた認定事業者約12,000事業者から750事業者、建築・建設関係の定期刊行物の購読者のうちアンケート発送が可能な7,600事業者から750事業者の合計1,500事業者をランダムに抽出し、アンケート調査票を送付して実施した。

(2) ヒアリング調査 (第 3 章)

ヒアリング調査の対象については、上記のアンケート調査の回答者、登録木材関連事業者等の中から、地域（北海道・東北、関東、東海・北陸・近畿、四国・中国、九州の 5 地域）、業種（輸入、加工、販売、家具製造、建築等）を考慮して選定した。選定における地域ごと、業種ごとの配分は、大都市圏では大手建築業者、建材商社、その他の地域では地元の木材加工業者、木材市場を中心とするなど地域の木材産業等の実態に応じたものとし、全国の 38 の事業者に対して現地に赴き直接聞き取り調査（ヒアリング）を実施した。

(3) アンケート調査とヒアリング調査のまとめ (第 4 章)

上記の調査からわかったこと、今後の課題等についてまとめた。

第2章 アンケート調査

調査方法

1. アンケートの実施方法

木材関連事業者に対するアンケートを作成し、以下の方法によって抽出した合計 1,500 事業者に対して送付した。配布は郵送で行ったが、全国木材組合連合会のウェブ上にアンケート様式を掲載し、メールや FAX での回答も可能とした。郵送は 2019 年 8 月 8 日に実施し、9 月 5 日を回答期限とした。

(1) 合法木材供給認定事業者から抽出した 750 事業者

合法ナビの合法木材供給事業者認定団体に関する情報¹に掲載の合法木材供給認定事業者から抽出した 750 事業者を対象とした(表 2-1)。合法木材供給事業者認定団体のうち、全国の事業体を対象として認定する団体(以下「全国団体」という。)については各団体の認定事業者数の 6.8%の数(小数点以下切り上げ)の事業者を各団体からランダムに抽出した。また地域を限定して事業者認定する団体(以下「一般木材団体」とする。)については、各団体の認定事業者数の 6.6%の数(小数点以下切り上げ)の事業者を、各団体からランダムに抽出した。前者は団体当たりの事業者数が少ないため、後者よりもやや多めに抽出した。全国団体の中でも日本木材輸入協会については、木材の輸入事業を行う事業者が少ないことによる結果のブレを抑えるために、全事業者を対象とした。なお一部の事業者は複数の事業所が独立して認定を受けているが、この場合それぞれを独立した事業者として扱った。また国内での林業・素材生産業は、「林野庁ガイドライン」の対象であるが、CW 法における木材関連事業者には含まれないため、森林組合団体、素材生産業団体、全国森林組合連合会、全国素材生産業協同組合連合会、日本林業経営者協会、全国国有林造林生産業連絡協議会に認定を受けた事業者については対象外とした。また事業者ではないウッドマイルズフォーラムも対象外とした。

ランダム抽出の結果、全国団体の 184 事業者、一般木材団体の 566 事業者、合計 750 事業者が選択された。調査を実施した 2019 年 8 月末時点で、CW 法に基づく登録木材関連事業者として登録されている事業者(以下「CW 法登録事業者」)は 363 事業者であった²が、アンケート対象の 750 事業者中の CW 法登録事業者は 44 事業者であった。

(2) 日経ホームビルダーの購読者から抽出した 750 事業者

月刊誌の日経ホームビルダー³の読者の中から、属性を①工務店、②住宅建設、③建材・

¹ 全国木材連合会ウェブサイト (URL) https://www.goho-wood.jp/nintei/meibo_info.php

² 林野庁ウェブサイト (URL)

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jissikikan/jigyousha.html>

³ 日経 BP 社ウェブサイト (URL) <https://www.nikkeibp.co.jp/ad/atcl/magazine/HB/>

住設機器・製材・木材、地域は全国で指定し、ランダムに750事業者抽出した。なお調査対象の一部は合法木材供給認定事業者である可能性がある。

なお750事業者のうち、CW法登録事業者が何事業者かはわからない。また一部は(1)で抽出しアンケートを送った事業者の可能性がある。

表2-1. 合法ナビに掲載された各団体別の合法木材供給認定事業者数と、アンケート調査対象とした事業者数

全国の事業体を対象として認定する団体	掲載事業者数	アンケート対象事業者数
日本合板商業組合	676	46
日本合板工業組合連合会	35	3
日本プリント・カラー合板工業組合	21	2
一般社団法人全国木材組合連合会	4	1
全国銘木連合会	14	1
日本木材輸入協会	45	45
一般社団法人木材表示推進協議会	98	7
全国天然木化粧合板工業協同組合連合会	113	8
全国森林組合連合会		0
日本集成材工業協同組合	72	5
一般社団法人全日本木材市場連盟	254	18
全国素材生産業協同組合連合会		0
一般社団法人日本林業経営者協会		0
一般社団法人全国木材市売買方組合連盟	366	25
一般社団法人全国木造住宅機械プレカット協会	34	3
日本ツーバイフォーランバーJAS協議会	21	2
一般社団法人全国LVL協会	9	1
日本複合・防音床材工業会	19	2
一般社団法人日本フローリング工業会	27	2
全国木材チップ工業連合会	66	5
一般社団法人日本オフィス家具協会	54	4
一般社団法人日本家具産業振興会	44	3
一般社団法人日本家具保証協会	11	1
全国国有林造林生産業連絡協議会		0
一般社団法人ウッドマイルズフォーラム		0
合計	1938	139

地域を限定して事業者認定する団体	掲載事業者数	アンケート対象事業者数
北海道木材産業協同組合連合会	552	37
青森県木材協同組合	129	9
岩手県木材産業協同組合	73	5
宮城県木材協同組合	96	7
秋田県木材産業協同組合連合会	62	5
山形県木材産業協同組合	129	9
福島県木材協同組合連合会	235	16
茨城県木材協同組合連合会	288	20
栃木県木材業協同組合連合会	192	13

一般社団法人群馬県木材組合連合会	176	12
一般社団法人埼玉県木材協会	241	16
ちばの木認証センター	227	15
神奈川県木材業協同組合連合会	168	12
山梨県産材認証センター	76	6
一般社団法人東京都木材団体連合会	245	17
新潟県木材組合連合会	158	11
富山県木材組合連合会	80	6
公益社団法人石川県木材産業振興協会	138	10
福井県木材組合連合会	102	7
長野県木材協同組合連合会	251	17
岐阜県木材協同組合連合会	85	6
岐阜証明材推進制度(岐阜県産材流通課)	565	38
静岡県木材協同組合連合会	279	19
一般社団法人愛知県木材組合連合会	171	12
三重県木材組合連合会	214	15
滋賀県木材協会	53	4
一般社団法人京都府木材組合連合会	98	7
一般社団法人大阪府木材連合会	59	4
阪神米材協会	4	1
大阪南洋材協会	9	1
大阪市製材業協同組合	10	1
大阪銘木協同組合	14	1
総合木材協同組合	7	1
一般社団法人平林会	35	3
平林会木材協同組合	2	1
大阪化粧合板同友会	4	1
兵庫県木材業協同組合連合会	49	4
甲南木材協同組合	26	2
神戸木材業協同組合	72	6
宍粟木材業協同組合	27	2
但馬木材業協同組合	9	1
姫路木材協同組合	21	2
篠山木材協同組合	3	1
丹波市木材林産協同組合	7	1
奈良県木材協同組合連合会	222	15
和歌山県木材協同組合連合会	22	2
鳥取県木材協同組合連合会	25	2
一般社団法人島根県木材協会	115	8
一般社団法人岡山県木材組合連合会	302	20
一般社団法人広島県木材組合連合会	175	12
一般社団法人山口県木材協会	69	5
徳島県木材認証機構	196	13
一般社団法人香川県木材協会	77	6
一般社団法人愛媛県木材協会	114	8
一般社団法人高知県木材協会	162	11

一般社団法人福岡県木材組合連合会	228	16
一般社団法人佐賀県木材協会	101	7
一般社団法人長崎県木材組合連合会	104	7
一般社団法人熊本県木材協会連合会	210	14
大分県木材協同組合連合会	166	11
宮崎県木材協同組合連合会	141	10
一般社団法人鹿児島県林材協会連合会	172	12
一般社団法人沖縄県木材協会	35	3
合計	8077	566

2. 分析方法

回収したアンケート調査票はデータ入力の上分析した。同一の事業者の複数の事業所に送った際、別々の回答をしてきた場合は独立のデータとして扱ったが、同じ担当者が同一の回答をしてきた場合は重複とみなして1つの回答のみをデータとして扱った。

2.1 事業者の分類

CW法では、海外から丸太や木材製品を国内市場に輸入する事業、国内の森林から丸太を調達する事業等を第一種木材関連事業、第一種木材関連事業を行う者から調達した木材を加工・流通・原材料として使用する事業などを第二種木材関連事業としている。

回答のあった木材関連事業内容、その木材・木材製品の調達先の情報から、回答事業者の中から以下の3グループごとに抽出して集計を行った。第一種木材関連事業(以下「第一種」とする。)は①輸入材と②国産材丸太を扱っている事業者ごとに抽出した。なお事業者によってはこれらの中で複数の事業を実施しているため、3つのカテゴリーは互いに排他的ではなく、一部の事業者は重複している。

- ① 第一種木材関連事業のうち、海外から丸太や木材製品を国内市場に輸入する事業：以下「第一種（輸入）」とする。
- ② 第一種木材関連事業のうち、国内の森林からの丸太を調達する事業：以下「第一種（国産）」とする。
- ③ 第二種木材関連事業：以下「第二種」とする。

また第二種のうち、アンケート調査票の回答数が多かった以下の事業を行っている事業者のグループも分析対象とした。

- ④ 木材加工（製材、プレカット、合板、木質ボード、チップ※）：以下「加工」とする。
- ⑤ 木材製品の国内流通：以下「国内流通」とする。
- ⑥ 木材を原料とする建築・建設：以下「建築建設」とする。

※チップの加工は質問票には挙げていなかったが、「その他」で回答があったものについて、

ここに含めた。

2.2 木材・木材製品の量ベースの分析

回答のあった事業者の入荷量の合計の中での、樹種を確認した割合、伐採国を確認した割合、合法性確認のタイプ（※）ごとの割合（以上第一種）、合法性を確認した割合（第二種）を下式により推計した。

※：合法性確認のタイプは以下の4つとした。

- ① 伐採国の法令に適合して伐採されたことを確認できる書類を取得
- ② ①の書類を得ることができなかったが、追加情報によって合法的に伐採されたことを確認
- ③ 伐採国の法令に適合して伐採されたことを確認できなかった
- ④ 伐採国の法令に適合して伐採されたことを確認しなかった

入荷量合計の中で A の割合

$$= \frac{\sum (\text{事業者}i\text{の入荷量} \times \text{事業者}i\text{の入荷額のうちAが占める割合})}{\sum (\text{事業者}i\text{の入荷量})}$$

A：樹種を確認した木材、伐採国を確認した木材、合法性確認のタイプ①、②、③、④の木材

アンケート調査は金額ベースで A の割合を聞いたが、入荷額については回答せず、入荷量（立米）を回答した事業者が多かったため、量ベースで計算を行った。このためこの算出値は推計であることに注意が必要である。

2.3 アンケート調査票の返送率バイアスの補正

本アンケート調査は CW 法登録事業者のように、違法伐採問題に関心があり、入荷する木材等の合法性に配慮した取組をしている事業者ほど返送率が高くなると予想される。このため、国内市場に供給されている／流通されている木材のうち、CW 法登録事業者による取り扱われた割合を推定するため、CW 法登録事業者と、それ以外の事業者（以下「非 CW 法登録事業者」）のアンケート返送率の差から、以下のような補正を行った。

補正済み CW 法登録事業者による取り扱い率

$$= \frac{\frac{\text{CW法登録事業者による取扱量}}{\text{CW法登録事業者からのアンケート調査票返送率}}}{\frac{\text{CW法登録事業者による取扱量}}{\text{CW法登録事業者からのアンケート調査票返送率}} + \frac{\text{非CW法登録事業者による取扱量}}{\text{非CW法登録事業者からのアンケート調査票返送率}}}$$

結果

1. 回答事業者の概要

1.1 アンケート調査票の返送数

292 事業者からアンケート調査票の返送を得た。合法木材供給認定事業者の返送率は、日経ホームビルダーの読者の返送率より 8.6 倍高かった。ただし日経ホームビルダーの読者の一部は合法木材供給認定事業者であった可能性があり、その事業者が認定事業者向けに郵送したアンケートに回答したとすると、日経ホームビルダーの読者の返却率は過少評価されている可能性がある。

また返送のあった事業者のうち 37 事業者は CW 法登録事業者であった。合法木材供給認定事業者の中でも、CW 法登録事業者からの返送率は非 CW 法登録事業者の 2.5 倍高かった。

(1) 合法木材供給認定事業者：260 事業者（返送率 35%）

- CW 法登録事業者：35 事業者（返送率 80%）
- 非 CW 法登録事業者：225 事業者（返送率 32%）

(2) 日経ホームビルダー読者：32 事業者（返送率 4%）

- CW 法登録事業者：2 事業者
- 非 CW 法登録事業者：30 事業者

1.2 事業者の事業内容

事業内容については 282 事業者から回答を得、そのうち木材を扱っている事業者は 270 事業者であった（表 2-2）。事業者数が多かった事業内容は木材加工、木材製品の国内流通、木材を原料とする建築建設であった。

表2-2. 事業内容別回答事業者数(重複を含む)

事業内容	事業者数
国内での丸太生産(自社林を含む)	47
海外での丸太生産(自社林を含む)	1
木材・木材製品の第三国貿易	12
丸太の輸入	9
木材製品の輸入	36
国内での丸太の流通(原木市場など)	45
丸太の輸出	6
木材製品の輸出	11
木材加工(製材, プレカット, 合板や木質ボード、チップなどの製造)	117
木材を材料とする家具製造	14
木材製品の国内流通	109
木材を材料とする建築・建設	94
木材を原料とする紙・パルプ製造	5
木質バイオマスを燃料とする発電	6
木材・木材製品の消費者向け小売	74

その他の木材・木材製品を扱う事業	6
木材・木材製品を扱っていない	11
無回答	10

国内での丸太生産を回答した 47 事業者のうち、12 事業者は他の事業を行っていない。また 11 事業者は木材・木材製品を取り扱っていないとの回答があり、10 事業者は事業内容について回答が無かった。これらの事業者は分析対象から除き、残りの 259 事業者を CW 法における木材関連事業者（以下「木材関連事業者」という。）として以下の分析対象とした。このうち 89%が認定事業者だが、建築建設事業者の中では 72%となっていた。

259 木材関連事業者のうち第一種は 113 事業者が行っていた。海外から丸太や木材製品を輸入する第一種（輸入）は 37 事業者、国内の森林から丸太を調達する第一種（国産）は 88 事業者によって行われ、12 事業者は両者の事業を行っていた。第一種（輸入）を行っている 37 事業者のうち、日本木材輸入協会の認定事業者は 21 事業者であった。一方、第二種は 199 事業者が行っていた。72 事業者は第一種、第二種の両方の事業を行っていた。240 事業者については事業内容を第一種、第二種に分類することができたが、木材関連事業を行っている 19 事業者については、調達方法についての回答がなかったため、第一種を行っているか、第二種を行っているか、判別がつかなかった。

表2-3. 事業内容分類ごとの事業者数

事業内容	認定事業者	CW 法登録事業者	全事業者
①丸太ないし木材製品の輸入：第一種（輸入）	36	16	37
②自社が国内で所有している森林ないし国内の樹木の所有者から調達：第一種（国産）	82	17	88
③海外から輸入している事業者や国内の原木市場、他の木材関連事業者から調達：第二種	177	33	199
④木材加工	116	17	117
⑤国内流通	107	23	109
⑥建築建設	67	10	93
CW 法における木材関連事業者	231	37	259
全回答事業者	260	37	292

1.3 法人形態

法人形態について回答を得た 259 木材関連事業者のうち、128 事業者（49%）は株式会社と回答した。上場企業は 7 事業者のみであった。特に第一種（輸入）は株式会社の割合が高かった（78%）。

表2-4. 法人形態別の事業者数

法人形態	第一種(輸入)	第一種(国産)	第二種	全事業者
上場株式会社	5	3	6	7
非上場株式会社	24	38	96	121
有限会社	1	10	27	33
その他	1	15	26	36
回答数合計	37	88	156	259

1.4 従業員数

従業員数について回答のあった 255 木材関連事業者のうち、20 人以下の小規模事業者は 152 事業者 (60%) であった。ただし第一種 (輸入) 事業者は比較的大規模な事業者が多かった。

CW 法登録事業者と非 CW 法登録事業者で従業員数を比較すると、どのカテゴリーでも前者の方が多かった。

表2-5. 従業員数別の事業者数

従業員数	第一種(輸入)	第一種(国産)	第二種	全事業者
1-5 人	3	29	64	85
6-20 人	9	23	46	67
21-100 人	6	21	50	62
101-1000 人	12	11	28	30
1001-10000 人	7	3	8	10
回答数合計	37	88	197	255

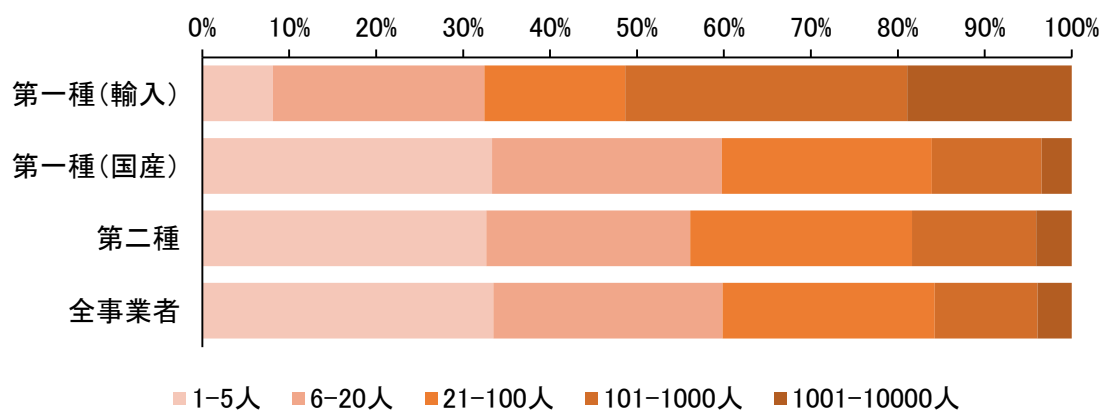


図2-1. 従業員数規模別の事業者数の割合

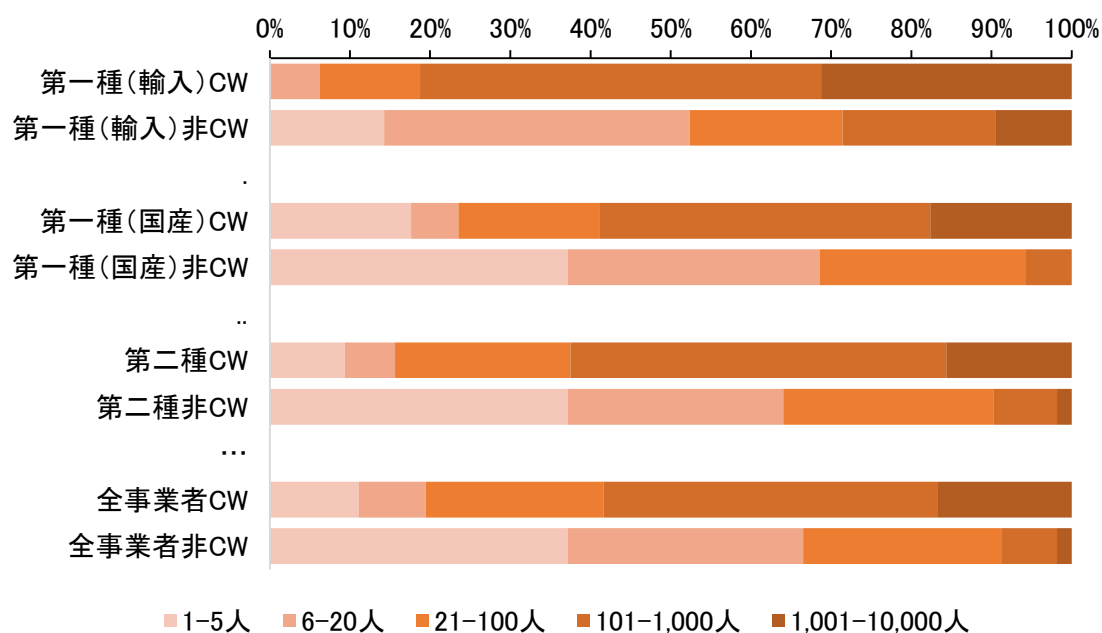


図2-2. CW 法登録事業者(CW)、非 CW 法登録事業者(非 CW)の従業員数規模の事業者数の割合

1.5 資本金

法人税法で中小企業の基準となる資本金 1 億円以下の企業は、回答を得た 218 木材関連事業者のうち 194 事業者 (75%) であった。ただし第一種 (輸入) の中では 47%にとどまり、大規模な事業者が多かった。

表2-6. 資本金別の事業者数

資本金	第一種(輸入)	第一種(国産)	第二種	全事業者
1000 万円以下	5	28	68	91
1001 万-1 億円	14	39	78	103
1-10 億円	8	5	15	17
10 億円以上	8	4	11	13
回答数合計	37	77	173	218

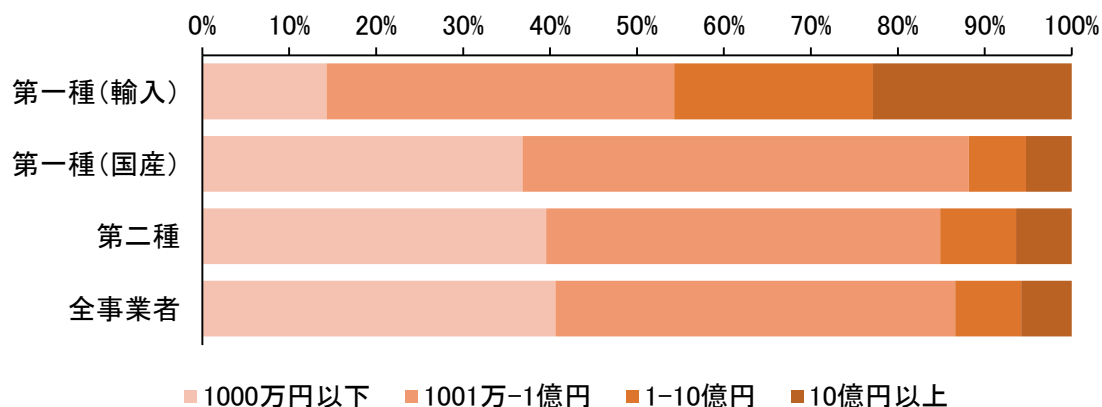


図2-3. 資本金別の事業者数の割合

2. 全事業者に対する質問

2.1 合法性や持続可能性に関する入荷・調達方針の策定状況

回答を得た 245 木材関連事業者のうち、47%は木材・木材製品の合法性や持続可能性に関する入荷・調達方針を策定しており、20%は社外にも公表していた。

入荷・調達方針を策定している事業者は特に第一種（輸入）、第一種（国産）で高く、それぞれ 68%、66%の企業が策定していた。一方、第二種で策定している事業者は 45%、建築建設では 36%であった。建築建設は、CW 法で対象となったが、その業界団体は合法木材供給認定団体ではないため、合法木材に対する取組が低調であると考えられた。

表2-7. 合法性や持続可能性に関する入荷・調達方針の策定状況

合法性や持続可能性に関する入荷・調達方針	第一種（輸入）	第一種（国産）	第二種	第二種			全事業者
				加工	国内流通	建築建設	
特に定めていない	12	31	104	59	48	59	129
策定しているが、社外に公開はしていない	12	29	51	33	32	22	67
策定しており、社外に公開もしている	12	23	33	20	24	11	48
回答数合計	36	83	189	112	104	92	245

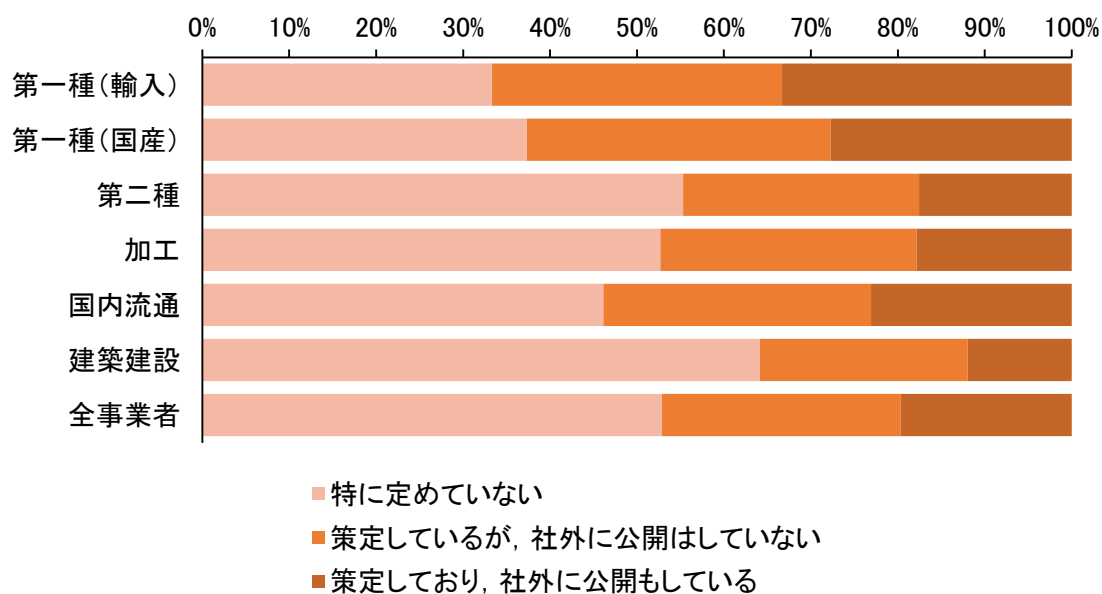


図2-4. 合法性や持続可能性に関する入荷・調達方針の策定状況の割合

2.2 合法性の判断・承認の責任者

回答を得られた237木材関連事業者のうち65%は社内で木材・木材製品の合法性を判断・承認する責任者・部局を定めていた。特に第一種（輸入）は84%、第一種（国内）は79%と明確にしている事業者が多かった。一方で建築建設では49%に留まっていた。

表2-8. 合法性の判断・承認の責任者

合法性の判断・承認の責任者	第一種 (輸入)	第一種 (国産)	第二種	第二種			全事 業者
				加工	国内 流通	建築 建設	
入荷・調達担当者	13	41	68	49	48	26	91
入荷・調達担当部署	9	14	31	22	14	12	39
その他の部署		1	7	3	1	1	8
入荷・調達担当部署や環境・CSRに関する部署など, 全社レベルの協議	9	6	11	5	7	4	15
特に指定していない	6	17	67	31	32	45	84
回答数合計	37	79	183	110	102	88	237

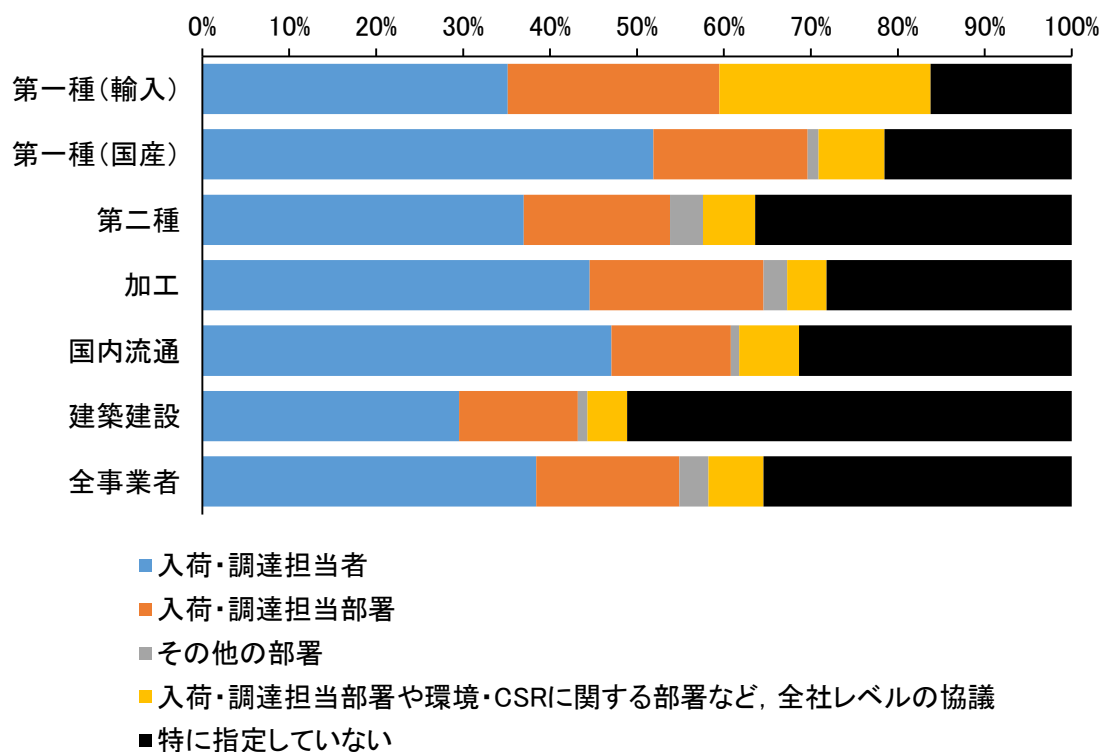


図2-5. 合法性の判断・承認の責任者の割合

2.3 クリーンウッド法の認識

回答を得られた 243 木材関連事業者のうち 90%が CW 法について認識しており、特に 51%は第一種・第二種木材関連事業、木材関連事業者登録制度などの内容についても理解していると回答した。また、CW 法登録事業者は 100%CW 法について認識していたが、非 CW 法登録事業者では 88%に留まっていた。

また事業内容別でみると、特に第一種（輸入）は 87%が内容についても理解している一方、第一種（国内）は 57%、第二種は 51%に留まっていた。一方、建築建設では、CW 法についても知らない事業者は 22%存在した。

表2-9. クリーンウッド法の認識

クリーンウッド法の認識	第一種(輸入)	第一種(国産)	第二種				CW法登録事業者	非CW法登録事業者	全事業者
				加工	国内流通	建築建設			
知らない	0	7	16	6	5	20	0	25	25
聞いたことはあるが、内容(※)は把握していない	5	29	77	42	41	38	1	93	94
内容についても理解している	32	46	94	63	58	34	36	87	124
回答数合計	37	82	187	111	104	92	37	202	243

※: 第一種・第二種木材関連事業, 木材関連事業者登録制度など

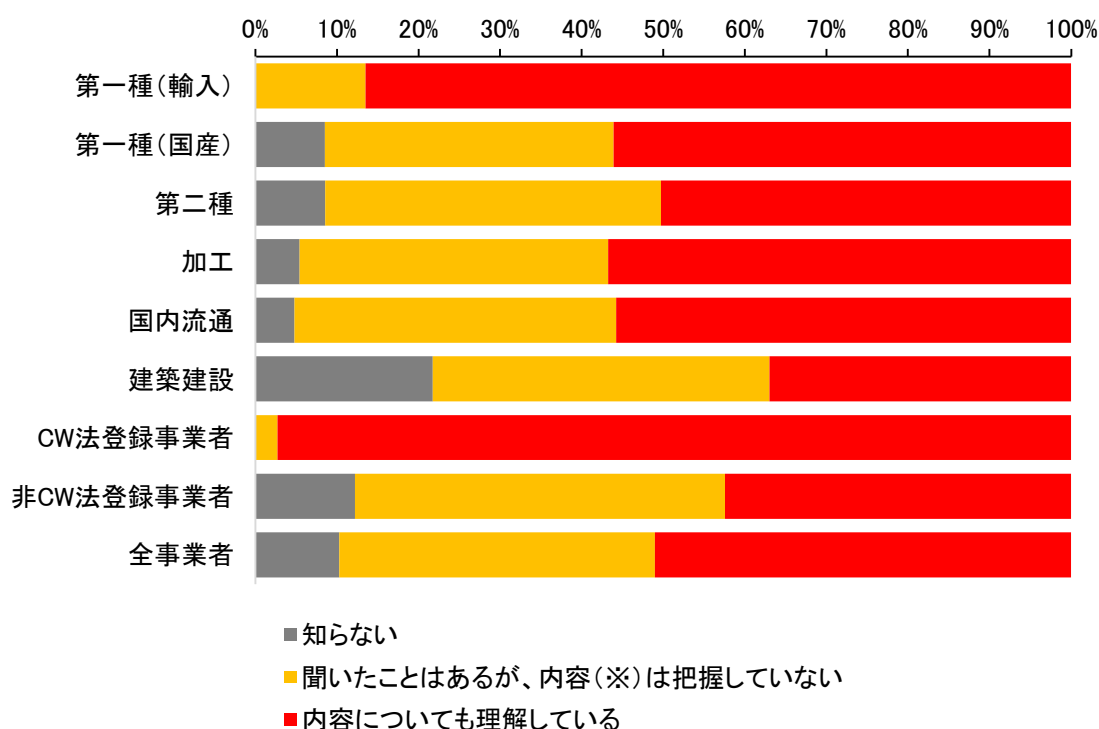


図2-6. クリーンウッド法の認識の割合

※: 第一種・第二種木材関連事業, 木材関連事業者登録制度など

2.4 登録木材関連事業者への登録状況

分析対象とした 259 木材関連事業者のうち、CW 法に基づき 2019 年 8 月までに登録された木材関連事業者は 37 事業者 (14%) であった。一方、アンケート調査で登録木材関連事業者への登録状況について回答を得られた 237 木材関連事業者のうち、「すでに登録木材関連事業者になっている」と回答した事業者は 95 事業者であり、58 事業者は CW 法登録

事業者でないにも関わらず、登録済みと回答していた。以下の分析では、アンケートへの回答ではなく、2019年8月までにCW法に基づく登録をした事業者をCW法登録事業者として分析を行った。

木材関連事業者のうち62事業者(26%)は、「登録制度について理解していないので分からない」と回答した。その割合は第一種(輸入)では低く(5%)、建築建設では高かった(42%)。また、39事業者(16%)は、「登録制度を理解しており、その対象内の事業を実施しているが、登録申請の予定はない」と回答した。この割合は第一種(輸入)で高く(22%)、第一種(15%)、第二種(9%)で低かった。

表2-10. CW法の木材関連事業者登録状況

登録木材関連事業者への登録	第一種 (輸入)	第一種 (国産)	第二種				全事業者
				加工	国内 流通	建築 建設	
CW法に基づく登録済み	16	17	33	17	23	10	37
登録制度について理解していないので分からない	2	19	48	26	19	37	62
登録制度の対象となる事業を行っていない	1	1	10	3	6	8	12
登録制度を理解しており、その対象内の事業を実施しているが、登録申請の予定はない	8	12	31	22	18	12	39
登録木材関連事業者になる申請準備中	5	9	16	11	10	7	22
すでに登録木材関連事業者になっている	19	37	73	46	45	22	95
その他	2	1	5	3	4	2	7
回答数合計	37	79	183	111	102	88	237

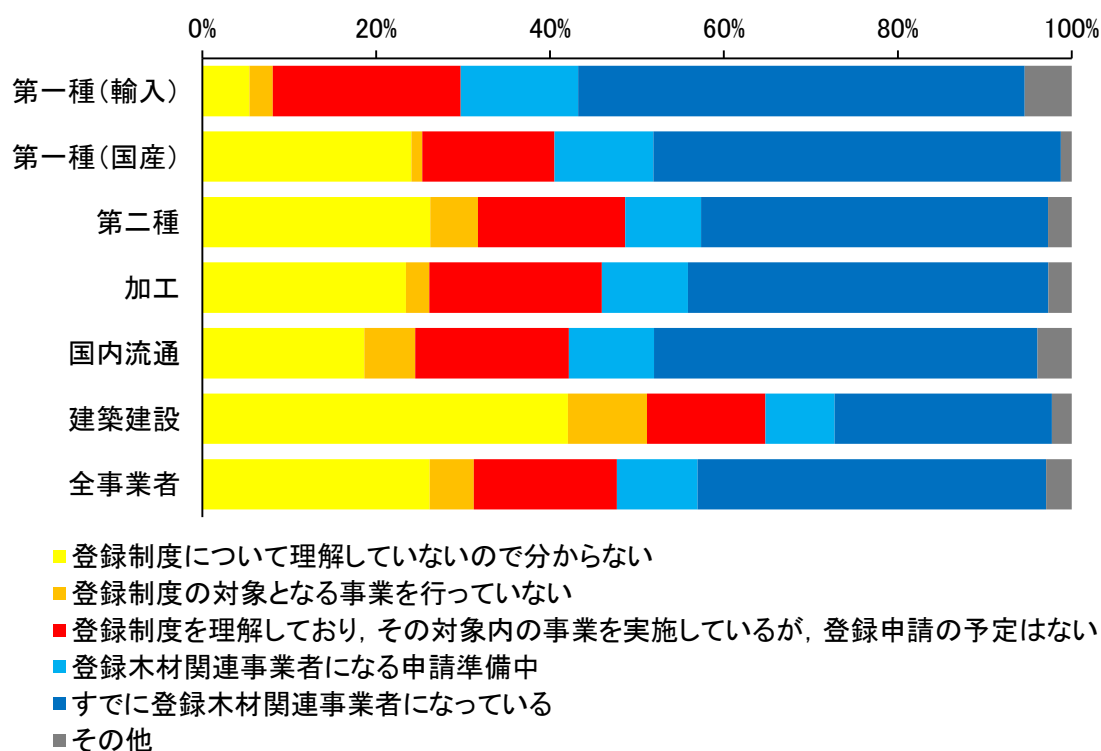


図2-7. クリーンウッド法の登録状況の割合

2.5 クリーンウッド法の木材関連事業者登録をしない理由

2.4 において内容を理解しているにも関わらず登録を行う予定はないと回答した木材関連事業者は 39 事業者であったが、登録をしない理由については 62 事業者から回答があった。最も多かった理由は、登録するメリットが乏しいため（35 事業者、56%）であった。続いて、現在または将来に取り扱う国産・外国産の木材・木材製品の中に、合法的に伐採されたことを確認する手法が分からない／できないものを含む（可能性がある）ため（32%）、登録手続きにコスト（金銭・時間）がかかるため（27%）が多かった。

事業タイプ別でも、どの事業タイプも登録するメリットが乏しいからという回答が多かったが、その割合は第一種（国産）で最も高く（81%）、第一種（輸入）は合法性確認をすることに金銭的、時間的コストがかかるから（それぞれ 38%）、第二種では取り扱う木材等の中に合法的に伐採されたことを確認する手法が分からない／できないものを含む（可能性がある）ためという回答も多かった（34%）。

表2-11. 登録しない理由(複数回答あり)

登録しない理由	2.5で登録 しないと回 答した事業 者	第一種 (輸入)	第一種 (国産)	第二種	全事 業者
現在または将来に取り扱う国産・外国産の木材・木材製品の中に、合法的に伐採されたことを確認する手法が分からない／できないものを含む(可能性がある)ため	9	1	3	16	20
現在または将来に取り扱う国産・外国産の木材・木材製品の中に、合法的に伐採されたことを確認することは可能ではあるが、確認に金銭的コストがかかるものがあるため	6	3	1	6	10
現在または将来に取り扱う国産・外国産の木材・木材製品の中に、合法的に伐採されたことを確認することは可能ではあるが、確認に時間的コストがかかるものがあるため	8	3	1	8	11
登録木材関連事業者への登録手続きにコスト(金銭・時間)がかかるため	13	4	5	11	17
登録するメリットが乏しいため	24	6	13	27	35
その他の理由	12	3	4	11	14
総回答数	39	8	16	46	62

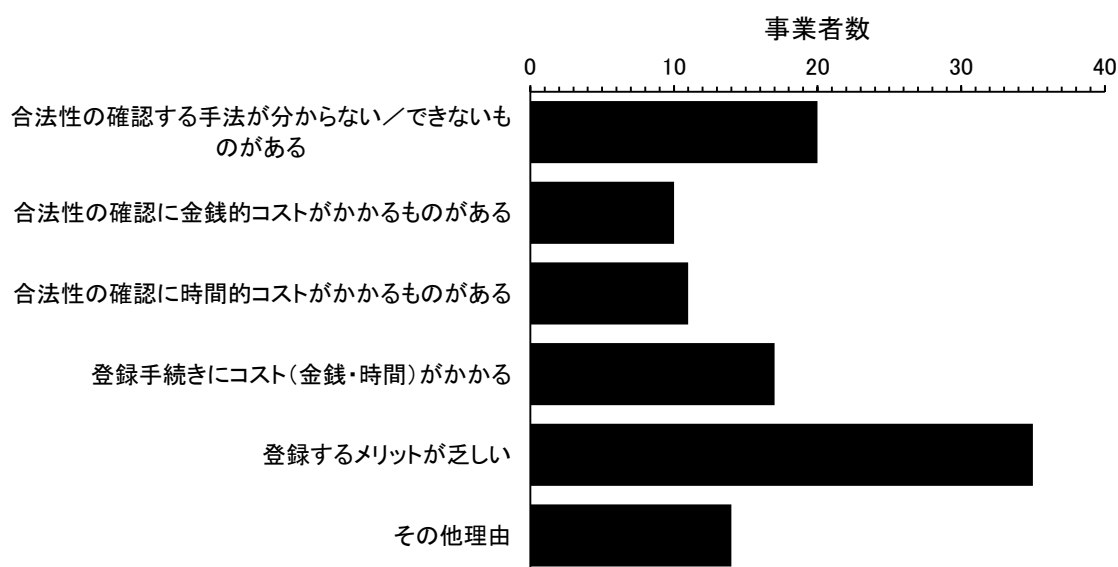


図2-8. 登録木材関連事業者に登録しない理由(全事業者)(複数回答あり)

3. 第一種木材関連事業（輸入）で輸入した木材

3.1 輸入量・輸入金額

輸入量については 52 事業者から回答があった（「0」と回答した事業者は除いた）。事業内容として丸太・木材製品の輸入を挙げていた 38 事業者（＝「第一種（輸入）」）のうち 30 事業者から回答があったが、丸太・木材製品の輸入を事業内容として挙げていなかったにも関わらず輸入量を回答している事業者も 22 事業者あり、これらについても分析に含めた。

輸入量を回答した 52 事業者のうち、44 事業者は単位が立米で、うち 1 事業者は単位が立米の回答と、トンの回答（輸入量 94.9 万トン）の両方があった。残りの 8 事業者については単位についての回答がなかったが、事業内容からすべて立米と判断した。なおこの 8 事業者の輸入量合計は 33 万立米で、全体には大きく影響しないと考えられる。

この結果、52 事業者の立米単位の木材・木材製品の輸入量の合計は 749 万立米であり、事業者当たりの平均輸入量は 14.4 万立米であった。

なお「2018 年木材輸入実績⁴」によれば、2018 年の輸入実績は丸太 328 万立米、製材 597 万立米、合板 228 万立米、集成材 94 万立米で合計 1,247 万立米であり、回答のあった 52 事業者の 749 万立米というのは相当に大きい。日本の木材輸入のうち、日本木材輸入協会の認定事業者による輸入が占める割合が大きいための高いカバー率が得られたことが示唆された。

事業内容として丸太・木材製品の輸入を挙げていた 30 事業者（＝「第一種（輸入）」）のうち、21 事業者が 1 万立米以上輸入していた一方、挙げていなかった 22 事業者のうち 1 万立米以上輸入していると回答していた事業者は 2 事業者に過ぎなかった。前者による輸入量は合計 731 万立米（全体量の 98%）、一事業者当たり平均 24.3 万立米である一方、後者による輸入量は合計 18 万立米、平均 0.8 万立米に過ぎなかった。

輸入量を回答した 52 事業者のうち、CW 法登録事業者は 18 事業者で、非 CW 法登録事業者は 34 事業者であったが、一事業者あたりの輸入量は前者の方が大きかった（図 2-9）。CW 法登録事業者の輸入量は合計 672 万立米（全輸入量の 90%）、平均 37 万立米、非 CW 法登録事業者の輸入量は合計 77 万立米、平均 2 万立米であった。CW 法登録事業者と非 CW 法登録事業者のアンケート返送率の違いで補正⁵をしても、CW 法登録事業による取扱率は全輸入量の 77%と推定された。

52 事業者の立米単位での輸入量を比較すると（図 2-10）、輸入量上位 6 事業者（すべて木材輸入商社で CW 法登録事業者）の輸入量だけで全体量の 80%に達する。木材を輸入している事業者数は多いが、日本の輸入量の大半はごく少数の事業者によって担われていると言える。

⁴ 林野庁ウェブサイト（URL）<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaigai/attach/pdf/index-10.pdf>

⁵ 2.3 アンケート返送率バイアスの補正を参照

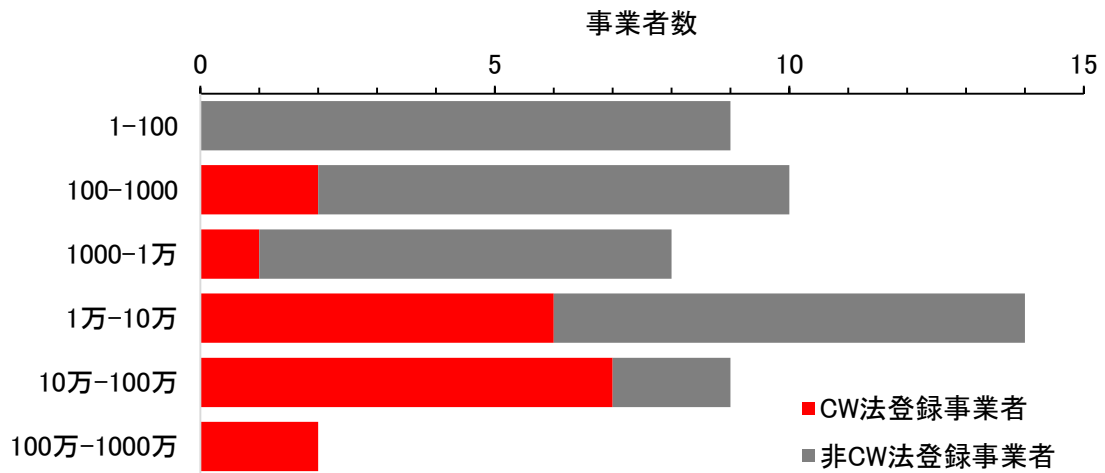


図2-9. 輸入量(立米)別事業者数

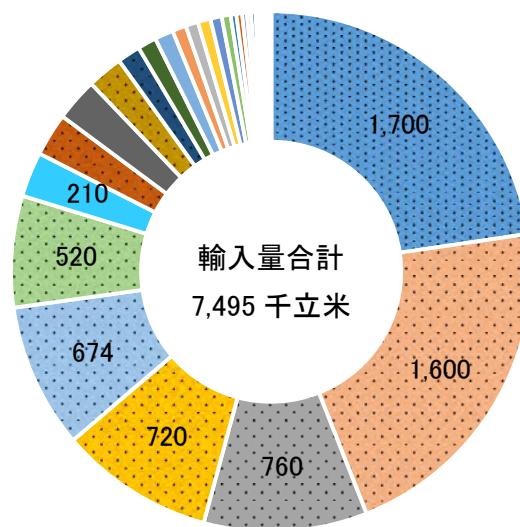


図2-10. 回答のあった52事業者の輸入量(千立米)
※輸入量の多い順に示した。ドットが打ってあるものはCW法登録事業者

輸入金額については29事業者から回答があった。輸入額の合計は646億円で、1事業者あたりの平均輸入額は22億円であった。

輸入量について回答がなく、輸入金額については回答があった事業者は1事業者のみであったが、逆に輸入量について回答があったが、輸入金額について回答がなかった事業者は24事業者もあり、例えば上記の輸入量上位6事業者のうち、輸入金額の回答があったのは1事業者のみであった。

輸入金額の回答があった事業者のうち、事業内容として丸太・木材製品の輸入を上げてい

た事業者は 14 事業者、それ以外の事業者は 15 事業者でほぼ同数であったが、前者の輸入額の合計は 572 億円で輸入額全体の 89%に達していた。また認定事業者は 25 事業者で、その輸入額合計は輸入額全体の 99%であった。

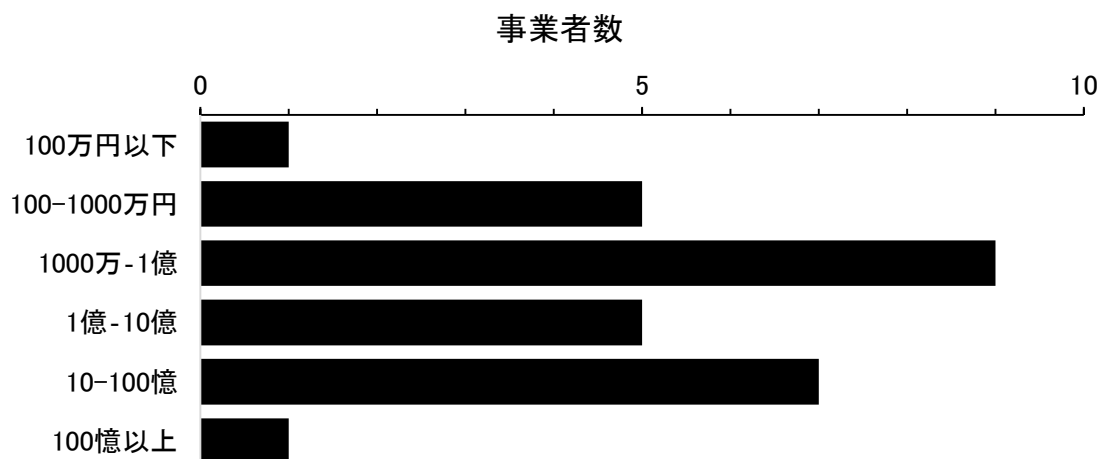


図2-11. 輸入金額別事業者数

なお、事業内容として丸太・木材製品の輸入を挙げていない事業者による輸入量・金額については、そのような事業者による輸入量・輸入金額ともに少なく（それぞれ 2%、11%）、全体の傾向は影響しないと考えられたため、事業内容として丸太・木材製品の輸入を挙げていない事業者による輸入量・金額を排除せずに以下の分析を行った。

3.2 樹種・伐採国の確認

樹種については 58 事業者、伐採国については 54 事業者から回答を得た。それぞれ 34 事業者、32 事業者は全量について樹種、伐採国を把握していた。

樹種、伐採国について回答した事業者のうち、輸入量についても回答したのはそれぞれ 31（輸入量合計 646 万立米）、29 事業者（輸入量合計 645 万立米）であった。輸入量が多い事業者ほど全量を把握しており、回答のあった事業者の輸入量全体のうち樹種、伐採国が確認されていた割合はともに 99%と推定された。

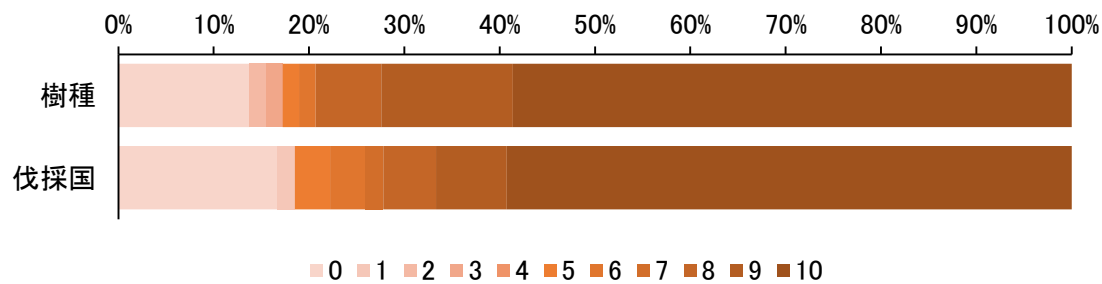


図2-12. 輸入材の樹種・伐採国を確認した割合(金額ベース)ごとの事業者数の割合

3.3 伐採国の法令に適合して伐採されたことを確認した方法

各事業者に、輸入した丸太・木材製品の全量のうち、以下の4カテゴリーに該当するものと認識している⁶ものの割合を質問した。

- ① 伐採国の法令に適合して伐採されたことを確認できる書類を入手
- ② ①の書類を得ることが出来なかったが、追加情報によって合法的に伐採されたことを確認した
- ③ 伐採国の法令に適合して伐採されたことを確認できなかった
- ④ 伐採国の法令に適合して伐採されたことを確認しなかった

設問どおりに回答した(①～④の合計が10割)⁷事業者は50事業者で、その内訳はCW法登録事業者18事業者、非CW法登録事業者が32事業者であった。CW法登録事業者と非CW法登録事業者で合法性の確認タイプ別の実施事業者数に大きな違いはなかったが、確認を行わなかった事業者はCW法登録事業者では存在しなかった(図2-13)。

50事業者中34事業者(68%、うちCW法登録事業者は14事業者)は輸入した丸太・木材製品の全量について、伐採国で法令に適合して伐採されたことを確認できる書類を入手していたか、追加的情報によって全量の合法性を確認していた。輸入量の全量の合法性を確認した事業者の割合は、CW法登録事業者が78%、非CW法登録事業者が63%であった。一方、9事業者(うちCW登録事業者は4事業者)は輸入量の一部または全量について、伐採国の法令に適合して伐採されたことを確認できていなかった。また7事業者(すべて非CW登録事業者)は輸入量の一部または全量について、伐採国の法令に適合して伐採されたことを確認していなかった。

50事業者のうち、輸入量についても回答があった事業者は46事業者だった。46事業者の輸入量の合計は749万立米(回答のあった輸入量総量の99.9%)であった。各事業者の輸入量にそれぞれの確認タイプの割合を積算して集計した結果、輸入量総量のうち、74%は法令に適合して伐採されたことを確認できる書類を入手でき、21%は追加的情報によって合

⁶ 今回実施したアンケートではその「確認」の内容については問わなかった。

⁷ ①～④の回答の合計が10割にならない回答については、不足分の割合を④の割合とした。

法性を確認できた木材・木材製品であったと推定された。一方で3%は合法性が確認できず、2%は確認が行われなかったと推定された(図2-14)。合法性が確認できなかったか確認が行われなかった木材は非CW法登録事業者の輸入量合計の16%と推定されたが、CW法登録事業者の輸入量合計の中では4%であった。合法性を確認した方法は、CW法登録事業者による輸入量の76%が書類によって確認されたが、非CW法登録事業者の輸入量の中では62%であった。

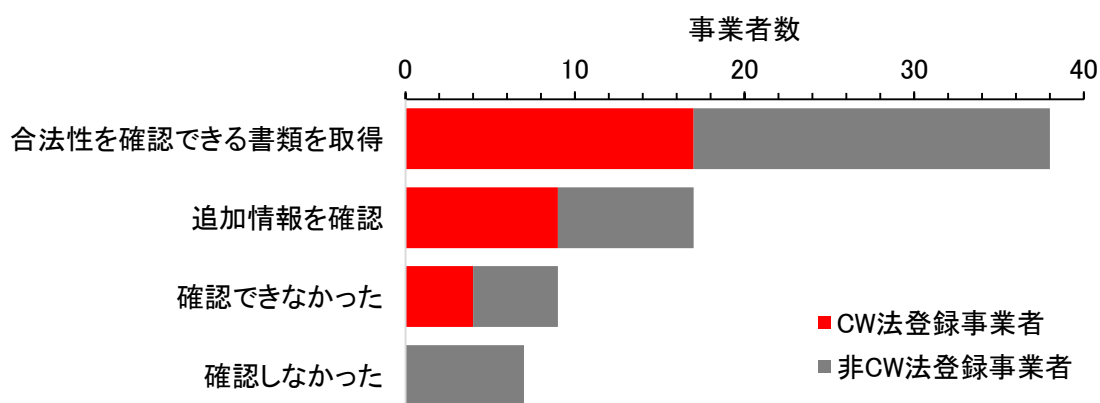


図2-13. 輸入材の合法性の確認のタイプ別の実施事業者数(複数回答あり)
※具体的な輸入量を回答していない事業者を含む。

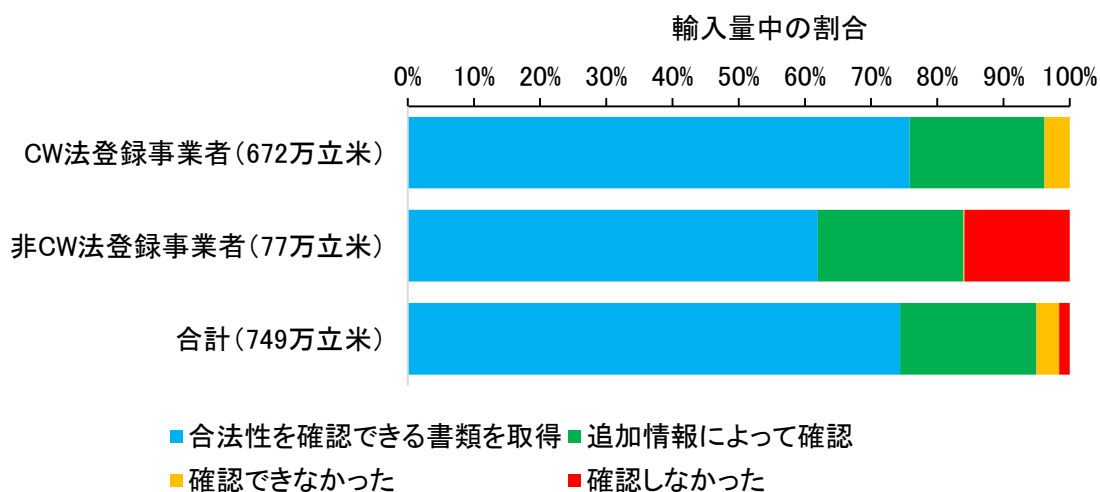


図2-14. 輸入材の合法性の確認方法別の輸入量推定値の比率
※立米単位での回答輸入量から算出

3.4 伐採国の法令に適合して伐採されたことを確認できる書類

伐採国の法令に適合して伐採されたことを確認できる書類については42事業者から回答を得た。森林管理認証およびCoC認証をあげる事業者が最も多く(71%)、森林・林業・木

材産業関係団体の認定を得て輸入先事業者が発行する証明書（50%）、伐採許可証（31%）が続いた。

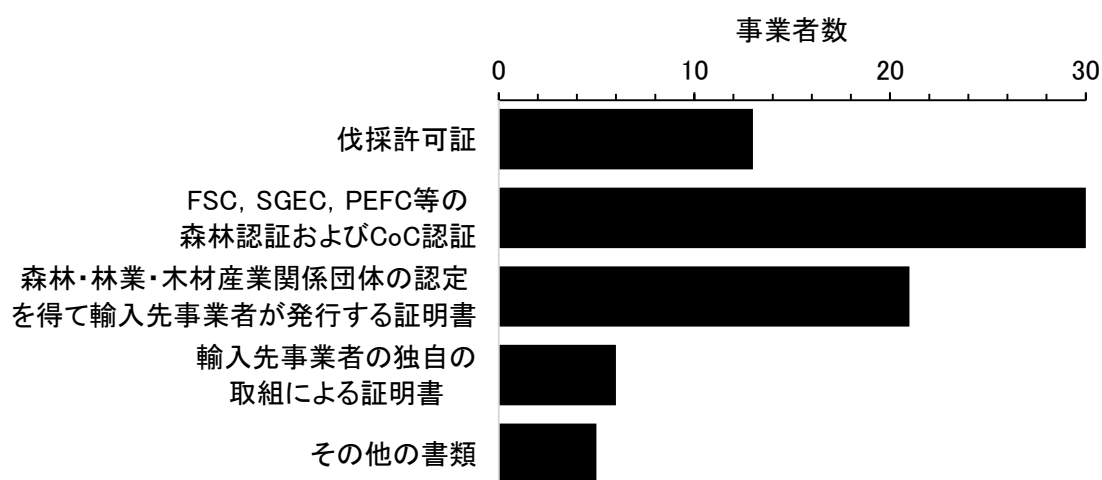


図2-15. 輸入材の合法性を確認できる書類別の回答事業者数(複数回答あり)

3.5 伐採国の法令に適合して伐採されたことを確認するために用いた追加情報

伐採国の制度や法執行状況などの理由で、伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明できる書類が入手できない場合、CW 法では追加情報によって合法的に伐採されたことを確認することを求めている。

輸入材について、合法的に伐採されたことを確認するために用いた追加情報については22 事業者から回答を得た。最も回答が多かったのは、森林管理認証および CoC 認証制度（12 事業者）、次いで原産地証明書（11 事業者）であった。森林認証は合法性確認のための書類でも挙げられたが、追加情報で挙げた事業者は認証材の購入はしていないが、認証取得企業から購入しているなどの理由で追加情報としたと考えられる。原産地証明書は合法的に伐採されたことが確認できる書類として挙げた事業者も存在したが、原産地証明書の発行に伐採許可が紐づいている国とそうでない国があり、それによって合法的に伐採されたことが確認できる書類なのか、追加情報なのか異なる。

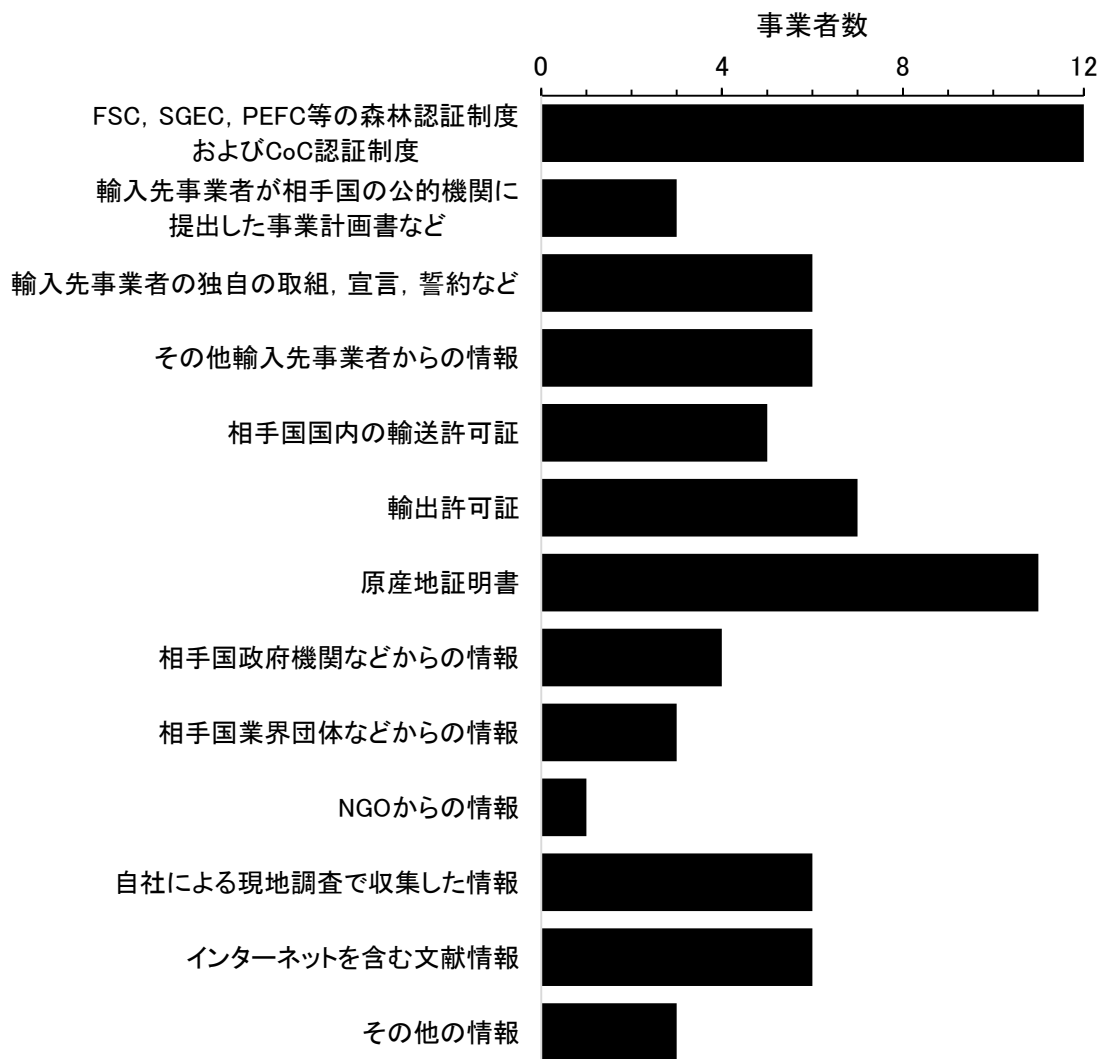


図2-16. 輸入材の合法性を確認するための追加情報別回答事業者数(複数回答あり)

3.6 輸入材の合法性を確認する際の課題・問題点

輸入材の合法性を確認する上での課題・問題点について 59 事業者から回答を得た。52% の事業者は問題を感じていないと回答した。一方で、合法性を確認する方法がわからない、森林管理認証や CoC 認証が普及していない、または合法的に伐採されたのか確認できる公的制度が存在しない等のために合法性の確認が難しい、サプライチェーンが複雑(複数国に渡るなど)で、合法的に伐採されたことを確認することが難しいなどを挙げる事業者もあった。

また、合法的に伐採されたのか確認することのメリットが乏しいとの回答も 13 事業者 (22%) あった。

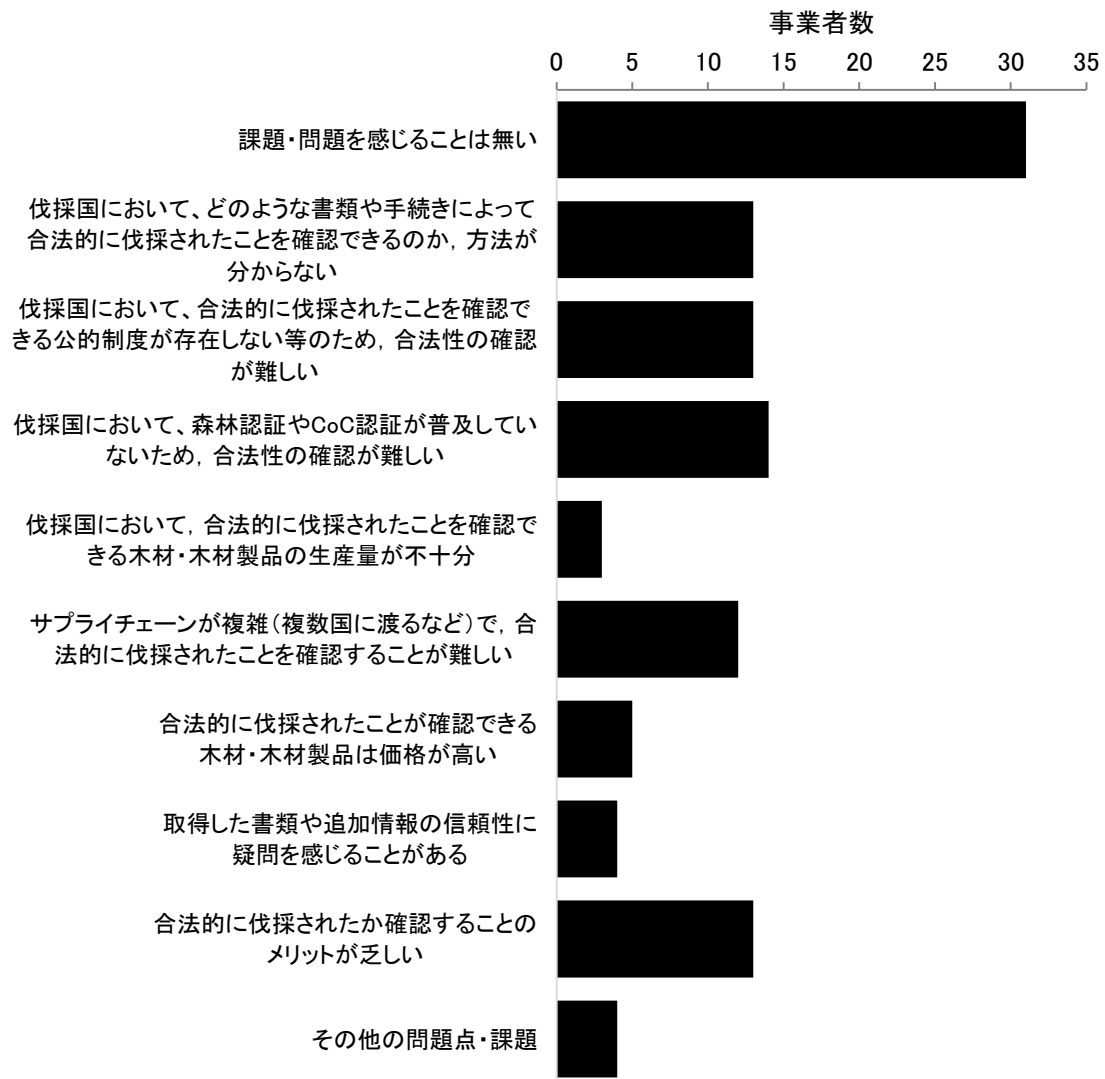


図2-17. 輸入材の合法性を確認する上での課題・問題としている事項ごとの回答事業者数(複数回答あり)

4. 第一種木材関連事業(国産材)で入荷した丸太

以下のいずれかの事業で取り扱っている国産材丸太について質問を行った。

- 自社が所有している樹木の丸太を、加工または輸出する事業
- 樹木の所有者(森林所有者または立木を購入した素材生産業者)から譲り受けた(入荷、購入など)丸太を、加工、輸出または販売する事業
- 樹木の所有者から委託を受けた丸太を、市場において販売する事業

4.1 取り扱った丸太の量・金額

入荷した国産材丸太の量について 70 事業者から回答があったが、63 事業者は立米で回

答し、7 事業者はトンで回答した⁸。両者の重複はなかった。取扱量の合計はそれぞれ 180 万立米、21 万トンであった。「平成 30 年木材需給表⁹」によれば、2018 年度の国内の用材丸太生産量は 2345 万立米で、180 万立米はその 7%の量に相当する。事業者あたりの取扱量はそれぞれ平均 2.6 万立米、平均 2.6 トンであり、輸入事業者の取扱量に比べて規模が小さかった。

入荷した国産材丸太の量について立米で回答した 63 事業者のうち、自社が国内で所有している森林ないし国内の樹木の所有者から調達していると回答した事業者（＝「第一種（国産）」の事業者）の入荷量は 52 事業者合計 157 万立米（平均 3.0 万立米）、それ以外の事業者は 11 事業者合計 23 万立米（平均 2.1 万立米）で、前者は後者よりも大きい入荷量であったが、その差は輸入材ほどではなかった。またトンで回答した 7 事業者のうち、前者は 6 事業者合計 20 万トン（平均 3.3 万トン）、後者は 1 事業者（0.7 万トン）であった。立米では前者と後者の差が少なかったことから、第一種（国内）と第二種の区別は難しいために、一部の事業者は誤って回答した可能性も考えられたが、後者の取扱量少ない（全体の 13%）ため、以後の分析でも含めて計算した。

また回答のあった 69 事業者のうち、CW 法登録事業者は 15 事業者、非 CW 法登録事業者は 48 事業者であった（図 2-18）。CW 法登録事業者の入荷量は合計 127 万立米（全入荷量の 70%）、平均 8 万立米、非 CW 法登録事業者の入荷量は合計 53 万立米、平均 1 万立米で、CW 法登録事業者の方が大きかった。CW 法登録事業者と非 CW 法登録事業者のアンケート回答率の違いで補正する¹⁰と、CW 法登録事業者による取扱率は全入荷量の 47%と推定された。

63 事業者の立米単位での入荷量を上位から並べると（図 2-19）、最上位の事業者以外は、事業者間の差が少ない。上位 6 事業者（うち CW 法登録事業者は 5 事業者）の入荷量は全体の 70%である。入荷量の多い事業者は、合板製造事業者、木材系商社、集成材・プレカット事業者、国内流通事業者などであった。

⁸ 業務内容が国内での丸太の生産だけだった非木材関連事業者のうち、国産材の入荷量についての回答があった事業者も存在したが、分析からは除外した。

⁹ 林野庁ウェブサイト（URL）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/kikaku/attach/pdf/190927-1.pdf>

¹⁰ 2.3 アンケート返送率バイアスの補正を参照

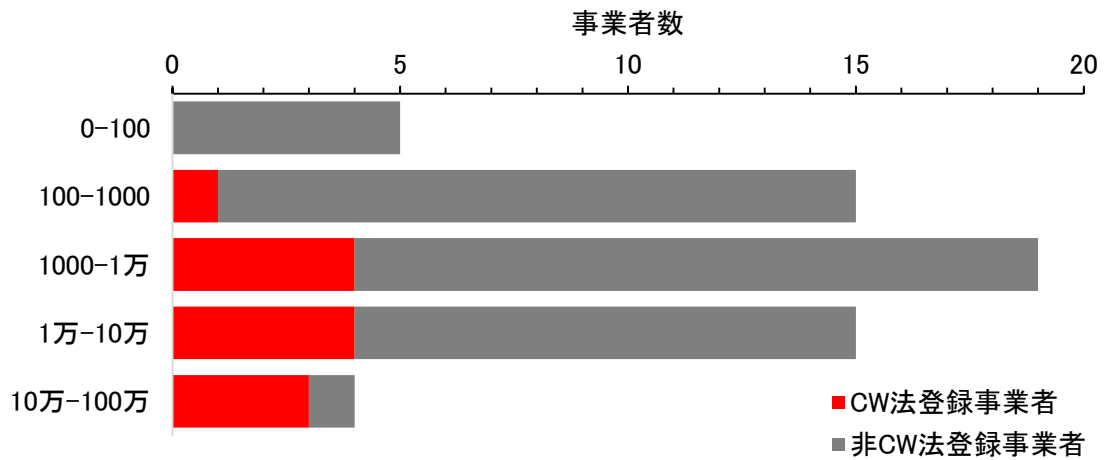


図2-18. 国産材丸太の入荷量(立米)別事業者数

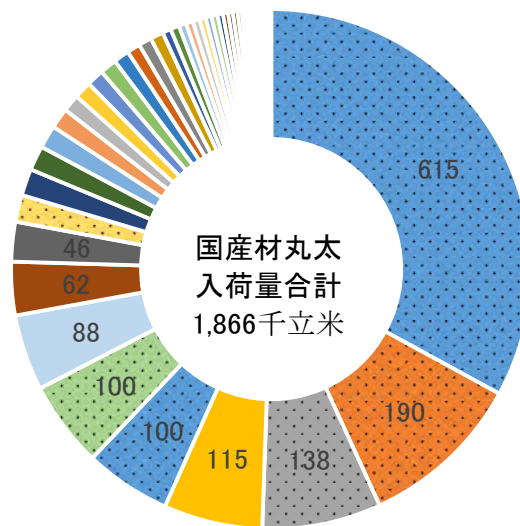


図2-19. 回答のあった63事業者の国産材丸太入荷量(千立米)
 ※入荷量の多い順に示した。ドットはCW法登録事業者を示す。

入荷した国産材丸太の金額については45事業者から回答があった。合計金額は190億円であった。

4.2 我が国の法令に適合して伐採されたことを確認した方法

取り扱った丸太の全量のうち、以下の4カテゴリーに該当する者の割合を質問したが、正しく回答した(①~④の合計が10割)事業者は73事業者であり、そのうち56事業者(77%)は入荷量の全量について書類または追加情報によって合法性を確認できていた。

①我が国の法令に適合して伐採されたことを確認できる書類を得た

②追加情報によって、我が国の法令に適合して伐採されたことを確認した

③我が国の法令に適合して伐採されたことが確認できなかった

④我が国の法令に適合して伐採されたことを確認しなかった

また、そのうち立米での入荷量も回答した¹¹のは 62 事業者で、その入荷量の合計は 174 万立米であった。そのうち、法令に適合して伐採されたことを確認できる書類を得た丸太は 87%、追加情報によって合法性を確認した丸太は 12%と推定された。法令に適合して伐採されたことが確認できなかったないし確認しなかった丸太の推定量は 1%に過ぎなかった。CW 法登録事業者によって入荷された丸太は、ほぼ全量 (99.98%) が書類ないし追加的情報によって合法性が確認されていたが、非 CW 法登録事業者の入荷量の内 0.8%は合法的に伐採されたことを確認できなかった丸太で、3.8%は確認しなかった丸太であった。

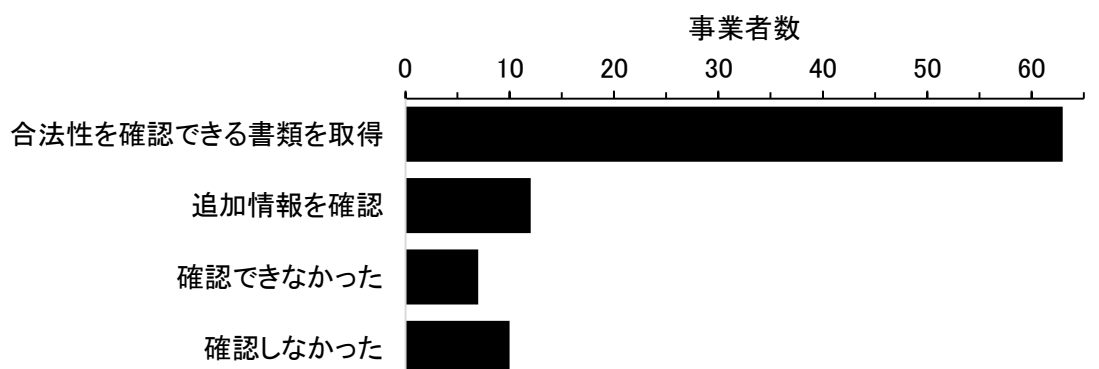


図2-20. 国産材丸太の合法性の確認方法別の実施事業者数(複数回答あり)
※具体的な入荷量を回答していない事業者を含む。

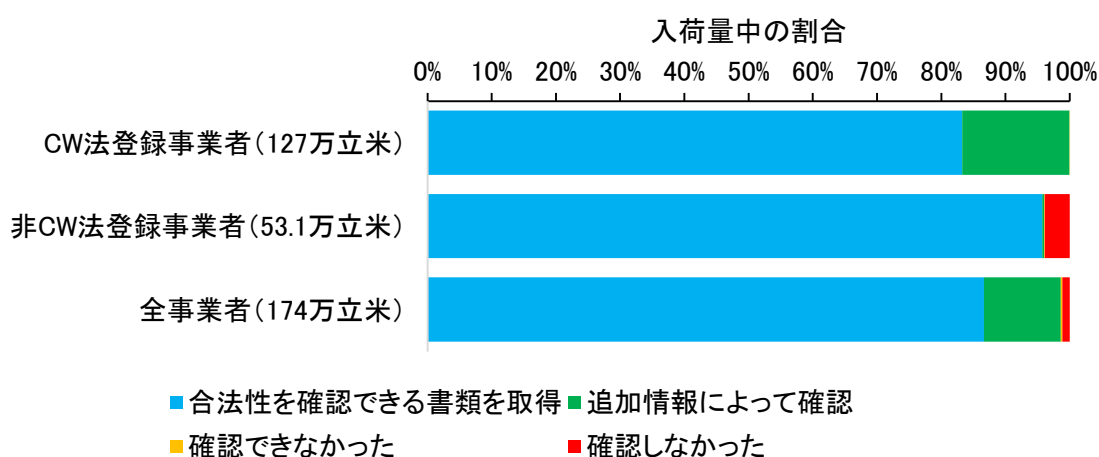


図2-21. 国産材丸太の合法性の確認方法別の入荷量推定値の比率(立米単位での回答入荷量から算出)

¹¹ 0 と回答した事業者も除いた

4.3 我が国の法令に適合して伐採されたことを確認した書類

国産材の合法性を確認した書類については 65 事業者から回答があった。伐採届もしくは適合通知書¹² (54%)、認定団体事業者からの合法性証明書 (53%) で合法性を確認した事業者が多かった。

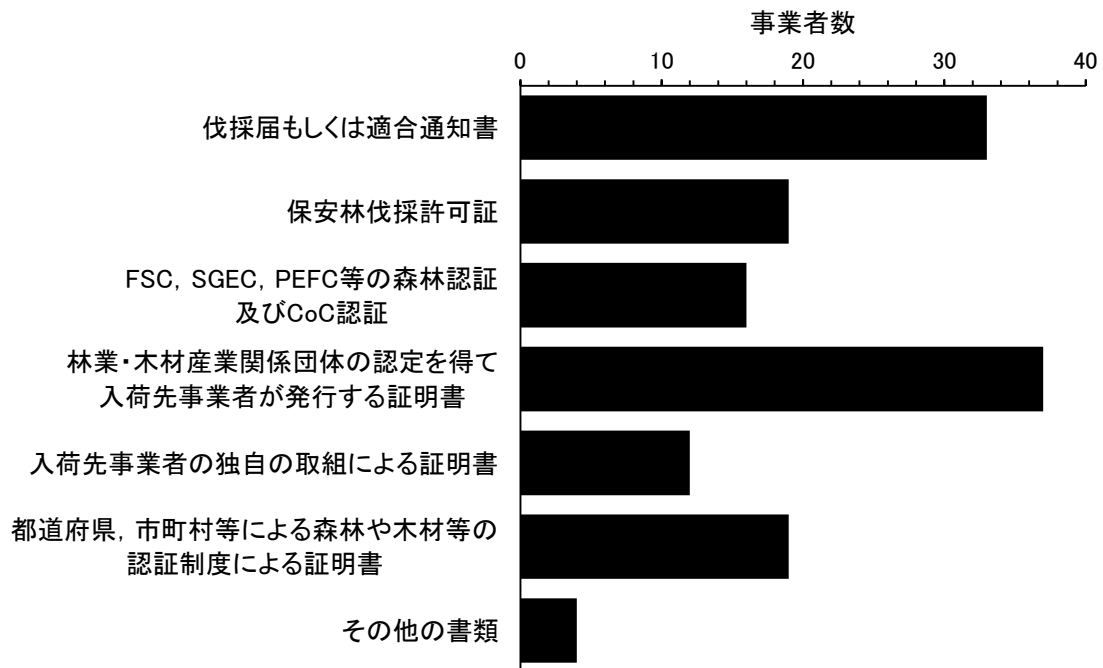


図2-22. 国産丸太の合法性を確認した書類別の事業者数(複数回答あり)

4.4 我が国の法令に適合して伐採されたことを確認するために用いた追加情報

我が国の法令に適合して伐採されたことを確認するために用いた追加情報については、20 事業者から回答があった。4.2 で「合法性を確認できる書類を得ることが出来なかったが、追加情報によって合法性を確認した」に回答のあった事業者数 (11 事業者) の 2 倍近くあるが、合法性が確認できる書類を取得したうえで、追加情報によっても合法性を確認した事業者があったと考えられる。

用いた追加情報としては、購入先事業者の独自の取組、宣言、誓約、業界団体などからの情報が挙げられた。

¹² 昭和 49 年 49 林野計第 479 号林野庁長官通知に規定する「伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書」

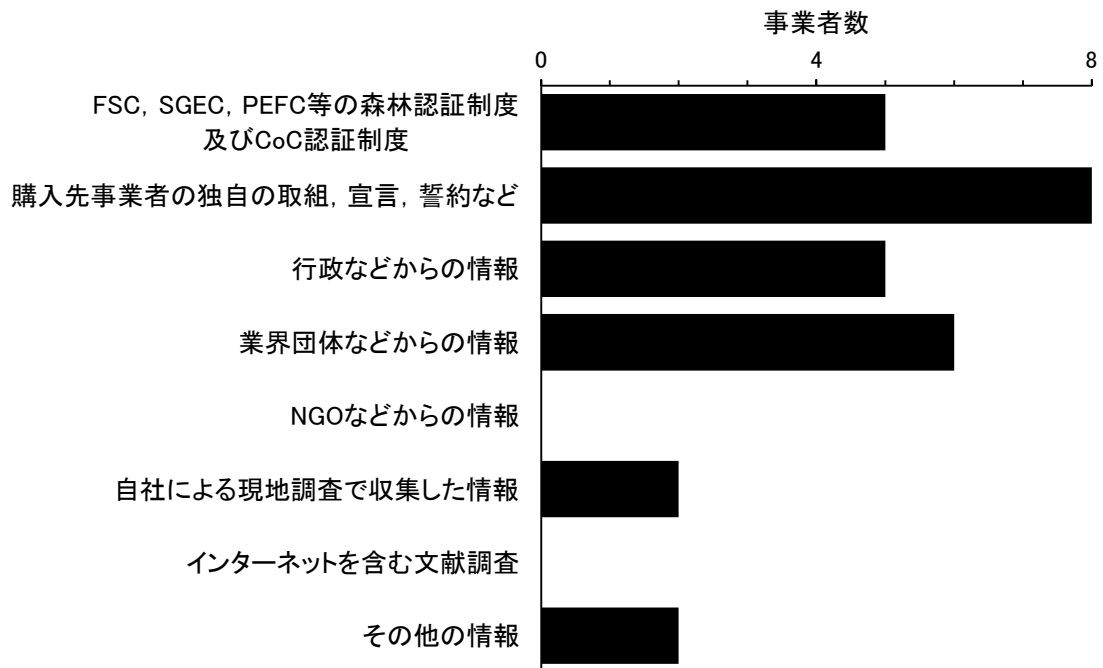


図2-23. 国産丸太の合法性を確認した追加情報別の事業者数(複数回答あり)

4.5 国産材丸太の合法性を確認する際の課題・問題点

回答を得た 87 事業者のうち、63%は特に課題・問題を感じておらず、その割合は輸入材よりも高かった。一方で合法的に伐採されたか確認することのメリットが乏しいとの回答が 25 事業者 (29%) からあった。

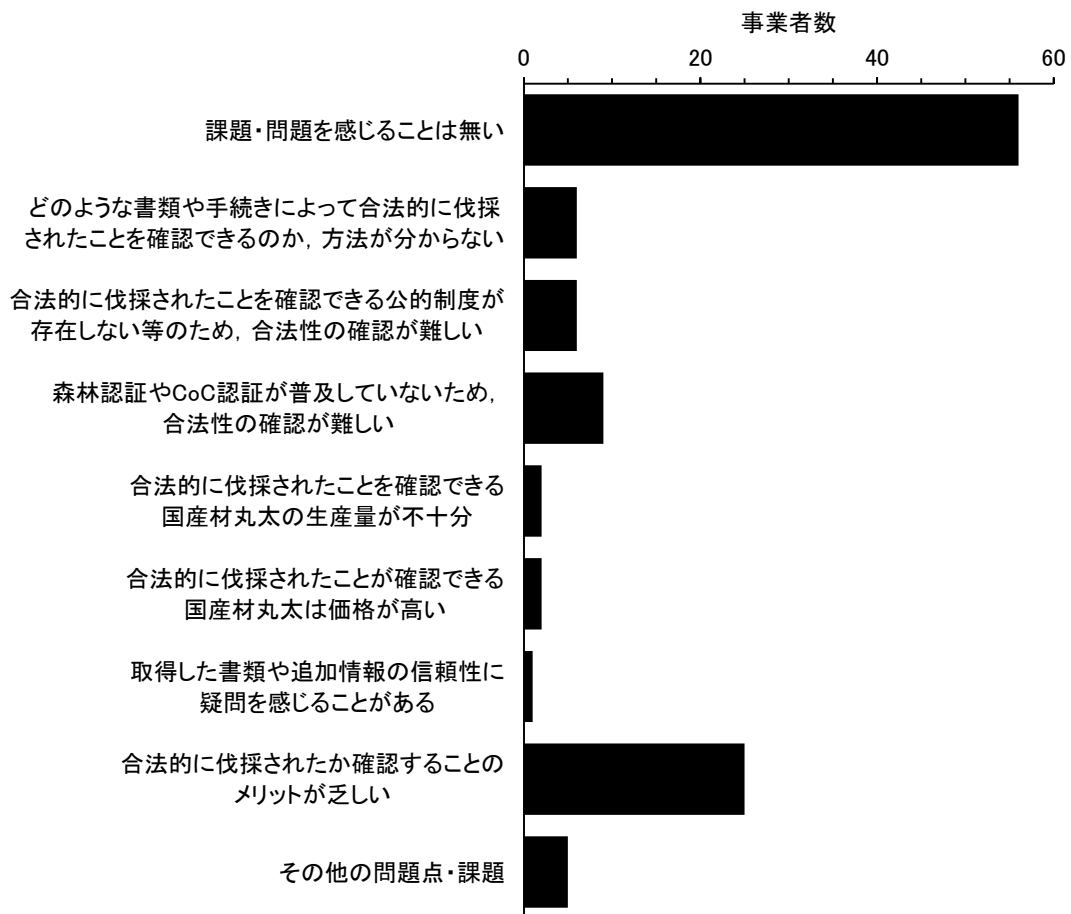


図2-24. 国産材丸太が合法的に伐採されたことを確認する際に事業者が課題・問題としている事項ごとの回答事業者数(複数回答あり)。

5. 第二種木材関連事業で取り扱っている木材

5.1 入荷量・入荷金額

事業内容から第二種木材関連事業を行っているとは分類された 199 事業者のうち、立米ないしトンで入荷量の回答があったのは 114 事業者 (57%) に留まり、多くの事業者からは回答を得られなかった。一方、事業内容と入荷先の回答から第二種ではないと分類した事業者のうち、20 事業者から第二種木材関連事業における入荷量についての回答があった。

回答のうち、108 事業者からは立米単位、7 事業者からはトン単位で回答があった。2 事業者は両単位について回答があった。20 事業者については単位の回答がなかったが、事業内容から立米単位であると判断¹³して以下の分析を行った。立米単位で回答した 128 事業

¹³ 単位についての回答がなかった 20 事業者の入荷量上位はプレカット・集成材製造事業者 (14 万)、素材生産事業者 (3 万)、集成材メーカー (1 万)、建築事業者 (1 万) などであった。また入荷量は合計 23 万に過ぎず、立米単位と判断したことが分析結果に大きく

者による入荷量の合計は 1,041 万立米、トン単位で回答した 7 事業者による入荷量の合計は 81 万トンであった。

国産材、外国産材、由来のわからない木材の回答入荷量合計（立木、トン別）を表 2-12 に示す。なお、第二種はサプライチェーンの様々な段階の事業を含むため、これらの量は事業者間で重複しているものも含まれていると推定される。

立米単位で回答のあった 128 事業者のうち、CW 法登録事業者であったのは 24 事業者（19%）であった。その取扱量は 821 万立米で、全取扱量の 79%であった。取扱率を CW 法登録事業者と非 CW 法登録事業者のアンケート回収率で補正すると、58%と推定された。

国産材、外国産材、由来のわからない木材（以上立米単位での回答）、国産材、外国産材（以上トン単位での回答）の入荷量のうち、CW 法登録事業者による入荷量の割合は、81%、78%、97%、99%、40%を占めた。それぞれアンケート回収率の差で補正すると、61%、57%、92%、97%、20%と推定された。

表2-12. 品目別全入荷量合計、CW 法登録事業者による入荷量、合法性を確認した入荷量と、それぞれの入荷事業者数

品目	総入荷量	CW 法登録事業者による入荷量	合法性を確認した入荷量
国産材(立米)	497 万立米 (116 事業者)	391 万立米 (24 事業者)	241 万立米 (93 事業者)
外国産材(立米)	505 万立米 (85 事業者)	391 万立米 (15 事業者)	108 万立米 (61 事業者)
由来のわからない木材(立米)	39 万立米 (12 事業者)	38 万立米 (2 事業者)	26 万立米 (10 事業者)
国産材(トン)	76 万トン (6 事業者)	74 万トン (3 事業者)	17 万トン (2 事業者)
外国産材(トン)	5 万トン (2 事業者)	2 万トン (1 事業者)	2 万トン (1 事業者)

入荷金額については 88 事業者から回答があり、合計金額は 1,086 億円であった。その内訳は国産材 581 億円（78 事業者）、外国産材 395 億円（55 事業者）、由来のわからない木材 110 億円（5 事業者）であった。

5.2 合法性を確認した木材・木材製品の量

入荷した木材の合法性を確認した木材の割合について 146 事業者から回答を得た（表 2-12）。国産材（立米）を取り扱う 132 事業者中 62 事業者（47%）、外国産材を取り扱う 94 事業者中 26 事業者（28%）は入荷量の全量について、合法性を確認していた。

影響したとは考えにくい。

国産材、外国産材、由来のわからない木材（以上立米単位の回答）、国産材、外国産材（以上トン単位の回答）の全入荷量中の割合は、48%、21%、66%、22%、40%と推定された。

5.3 合法性を確認した書類

137の事業者が合法性を確認した書類について回答した。業界団体の認定を得て入荷先事業者が発行する証明書を利用している事業者が最も多かった（65%）が、森林認証、都道府県の証明書、事業者の独自の取り組みによる証明書を利用している事業者も相当数存在した。

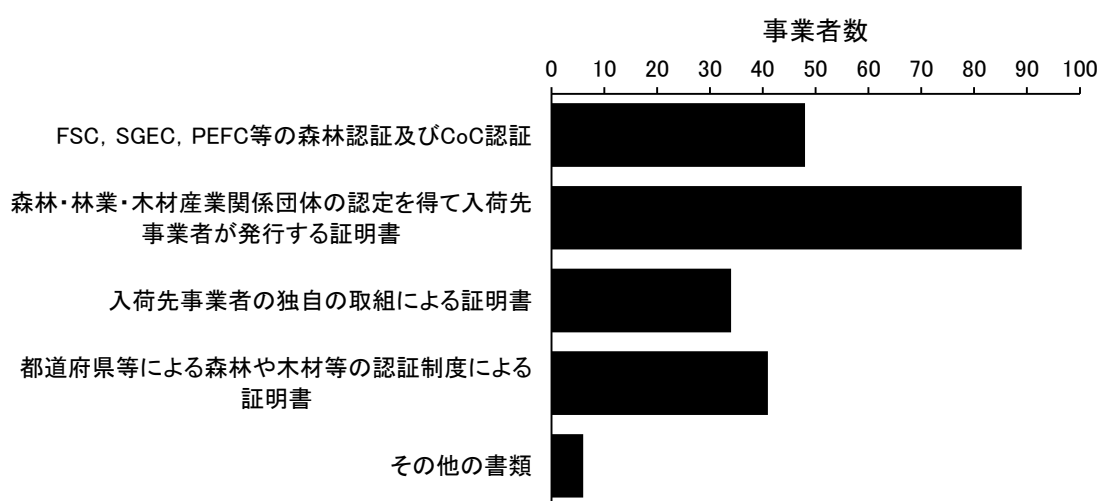


図2-25. 合法性を確認した書類ごとの回答事業者数(複数回答あり)

5.4 第二種木材関連事業で取り扱っている木材の合法性を確認する際の課題・問題点

166事業者から回答を得たが、課題・問題を感じることはないと回答した事業者は94事業者（57%）であった。最も指摘が多かった問題点は合法性を確認するメリットがないことであった（52事業者、31%）

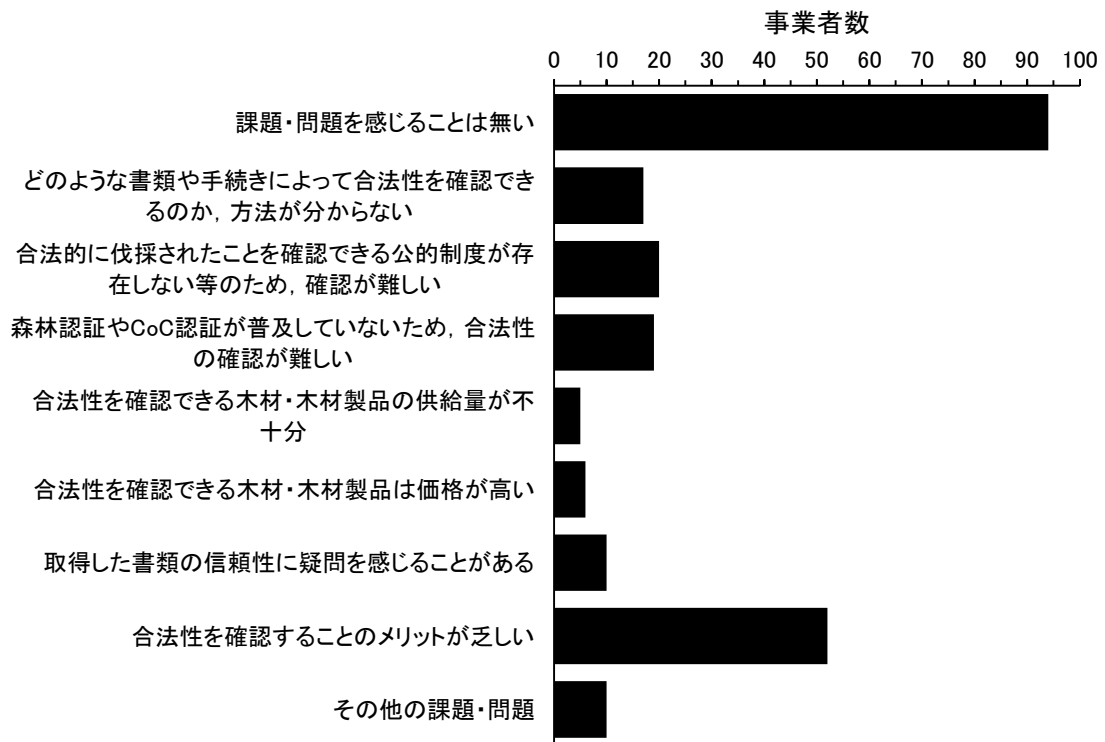


図2-26. 木材の合法性を確認する際に事業者が課題・問題としている事項ごとの回答事業者数(複数回答あり)

第3章 ヒアリング調査

調査方法

全国5地域（北海道・東北、関東、東海・北陸・近畿、四国・中国、九州）において、合計38事業者にヒアリング調査（質問票（巻末添付）を準備、訪問して口頭で質問）を実施した。また各地域において、川上、川中、川下事業者をバランスよく選定することにも配慮した。選定基準は、第2章2-1の①～③の木材関連事業者において、登録を済ませている事業者に限定せず、合法木材供給事業者認定（以下、団体認定）や森林認証取得など、違法伐採対策に基づく合法木材供給の意義や目的を一定レベル理解していると思われる事業者を対象とした。

結果

3-1. ヒアリング対象事業者の概要

（ア）地域別

全国5地域（北海道・東北、関東、東海・北陸・近畿、四国・中国、九州）のヒアリングを行った事業者の内訳は以下のとおり（表3-1）

表3-1 地域別

地域	事業者数
北海道・東北	11
関東	7
東海・北陸・近畿	7
四国・中国	7
九州	6
合計	38

（イ）合法木材供給事業者認定状況

表3-2は、ヒアリング対象事業者が取得している合法木材供給事業者認定団体別に整理したものである。なお、表中、「団体認定取得なし」に分類されている事業者のうち1事業者は一般社団法人木材表示推進協議会（FIPC）の認定を取得している事業者で、他の4事業者は建築建設に該当する事業内容の事業者¹である。

¹ グリーン購入法においては木材製品の購入側の事業者であるため、団体認定制度においては特段、認定取得を求められる立場ではない

表 3-2 合法木材供給事業者認定状況

認定団体名	事業者数
日本木材輸入協会（輸入協）	5
各県素材生産業者組合連合会（県素連）	2
一般社団法人全日本木材市場連盟（全市連）	3
都道府県木材組合連合会（都道府県木連）	13
全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会（全天連）	3
日本合板工業組合連合会（日合連）	2
日本複合・防音床材工業会（日複床）	2
一般社団法人日本家具産業振興会（日家振）	3
団体認定取得なし	5
合計	38

注1 「団体認定取得なし」に分類された5事業者のうち4事業者は建築建設に該当する事業内容の事業者。残る1事業者はFIPCの認定取得事業者。

注2 FIPCの認定取得は2事業者で、1事業者はFIPC認定と県木連の認定の両方を取得、1事業者は「団体認定取得なし」に分類された事業者。

(ウ) CW 法登録状況

表 3-3 は CW 法登録状況を登録実施機関、および第 2 章 2-1 の①第一種（輸入）、②第一種（国産）、③第二種ごとに整理したものである。38 事業者のうち CW 法登録事業者数は 24 事業者で、それぞれ①は 10 事業者、②は 12 事業者、③は 20 事業者である。第一種のうち①のみは 3 事業者、②のみは 5 事業者、①と②の両方は 7 事業者である。また第二種のうち③のみは 9 事業者である。第一種、第二種両方の登録状況については、①②③すべてが 6 事業者、①③が 2 事業者、②③が 3 事業者である。

表 3-3 CW 法登録状況

No.	登録実施機関	①第一種（輸入）	②第一種（国産）	③第二種
1	JIA	○	○	○
2	JIA	○	○	
3	JIA	○		
5	JPIC	○	○	○
6	JPIC			○
7	JPIC			○
11	JPIC	○	○	○
13	JPIC	○		○
14	JTCCM		○	
15	JPIC			○
16	JPIC			○
19	HOWTEC			○

21	HOWTEC			○
22	JPIC	○		○
24	日林協		○	○
25	JPIC		○	○
27	日林協		○	
28	JPIC			○
29	JPIC	○	○	○
33	JPIC	○	○	○
34	JPIC			○
35	JPIC	○	○	○
37	JPIC		○	○
38	JPIC			○
	計	10	12	20

注：表中、登録実施機関の正式名称は以下のとおり。

JIA：一般財団法人日本ガス機器検査協会、日林協：一般社団法人日本森林技術協会、
 JPIC：公益財団法人日本合板検査会、JTCCM：一般財団法人建材試験センター、
 HOWTEC：公益財団法人日本住宅・木材技術センター

(エ) 森林認証取得状況

表 3-4 は各事業者の FSC 認証、PEFC 認証、SGEC 認証、それぞれの森林認証制度の CoC 認証の取得状況を整理したものである。いずれの認証も取得していない事業者は 13 事業者であった。

表 3-4 森林認証取得状況

認証名	事業者数
FSC、PEFC、SGEC すべて	9
FSC のみ	7
PEFC、SGEC の両方	5
PEFC のみ	1
SGEC のみ	3
取得なし	13
合計	38

注：取得なしのうち 1 事業者は過去にすべて取得していたが現在は継続していない。

3-2. ヒアリング結果、および考察

本ヒアリング調査は、前述の 38 事業者に対して個別訪問の上、共通の質問票を使用し、各担当者が口頭でヒアリングを実施した。その後、各担当者がヒアリングから得られた結果を該当する項目に整理した。

しかし、ヒアリングの進め方や結果の整理方法などについて詳細な基準やルールを設定しなかったため、担当者ごとに取得できた情報に差異が生じた等の可能性もあることから、

ここでは、各質問項目において、合法性を確認するために入手している書類や追加情報の妥当性をどのように判断しているのかについて関連する項目に着目し、得られた回答から現状を把握することとした。その他、CW法の定着に直接的に関連すると思われる項目についても、その現状の把握に努めた。

①全事業者への質問

■調達先、調達品はどのように決定されるのか？

<結果>

回答のあった27事業者中、多かったものは、「価格と質と納期というビジネスの原則を重視」、「長年の付き合いのある、つまりは信頼できる業者」に代表される従来のビジネススタイルによる判断といえるもので12事業者だった。次に多かったのは基本的に団体認定を取得している事業者との取引を重視しているというもので11事業者。さらに取引契約において合法木材の供給を要求する事例も2事業者で見られた。この2事業者は国産材の調達においてそのような契約を結んでいる。その他、合法木材に留まらず先進的な事例として、「自社の木材調達ガイドラインに沿わない樹種に対してはメーカーに変更を申し入れている」、川下のメーカーでは「まず少量を調達して、さまざま確認し、その後本格的に取引をはじめると」という回答もあった。

<結果の整理>

回答のあった27事業者においては、従来のビジネススタイルによる判断の12事業者を除く15事業者(56%)が最低限、団体認定を取得した事業者との取引を重視していると考えられる。

■調達方針、行動規範などはあるのか？

<結果>

調達する木材に関して、公表した調達方針や公表はしていないが内規として方針を有しているか否かの問いについて、31事業者の回答があった。「特に方針はない」が9事業者で最も多く、次いで「内規がある」が8事業者、「森林認証を取得する際に整備する必要のある方針」が5事業者、「自社独自のもので外部に公表している方針」が5事業者、団体認定の取得の際に遵守することが求められている「行動規範」については4事業者だった(表3-5)。

なお回答の中には、複数の方針に触れているものがあった。「内規あり。認証も取得」、「団体認定を取得しているので行動規範がある。また認証も取得している」、「特になし。認証での方針あり」というもので、それぞれ「内規あり」、「行動規範」、「森林認証」にカウントした。

表 3-5 調達方針の有無とその種類について

調達方針の種類	事業者数
自社独自の方針	5
森林認証取得の際の方針	5
団体認定の行動規範	4
内規がある	8
特に方針はない	9
合計	31

<結果の整理>

団体認定の取得の際には、認定団体の提示する「行動規範」に遵守することが求められているが、「団体認定の行動規範」との回答は4事業者と少なかった。そのうち、①「特に方針はない」と回答した9事業者について、団体認定取得状況は、表2で「団体認定取得なし」に該当する2事業者を除き、7事業者は団体認定を取得していた。森林認証取得状況は、6事業者がいずれかの森林認証制度のCoC認証を取得していた。またCW法の登録状況は、6事業者が登録していた。さらに森林認証取得とCW法の登録の両方を満たしている事業者も4事業者あった。②「内規がある」と回答した8事業者すべてについて、団体認定を取得していた。森林認証取得状況は、8事業者のうち7事業者がCoC認証を取得していた。またCW法の登録状況は、6事業者が登録していた。さらに森林認証取得とCW法の登録の両方を満たしている事業者も5事業者あった。

以上を踏まえると、調達方針の内容と、森林認証取得状況やCW法登録状況との明確な関連性は見られなかった。

一方、「自社独自の方針」と回答した5事業者を概観してみると、別の質問項目である「合法性確認に関する外部との関係」において、積極的にNGOなどの情報へアクセスしていること、そうした事業者を顧客としていること、または意識がエンドユーザーなどマーケットを意識していることで共通している。5事業者の回答を以下に示す。

- 環境NGOや認証機関。
- フェアウッドや木材調達ガイドラインの整備&運用にあたりNGOと協力する。
- 主要取引先である大手住宅メーカーからのリクエストが大きな要因である。
- NGOが運営する木材の樹種リスク等を提供するホームページに掲載されている情報を参照している。
- 合法木材をエンドユーザーに供給するためのサプライチェーンの一者であること。

以上から、外部に公表した自社独自の調達方針の有無によって、合法木材調達に対する取組意識の度合いを知ることができるものと考えられる。

- 調達の際、合法性は確認しているのか？そうであればどの部署が確認するのか？
- 合法性確認の内容、確認方法。樹種、産地による重み付けはしているか？入荷前／後の確認なのか？どれくらいコストがかかっているか

<結果>

これら二つの質問は合法性確認に関連しており、また回答が記述式で一括集計には適さないため、二つ合わせて、状況を見ることとする。

合法性の確認の担当部署が決まっている事業者は、回答のあった31事業者のうち20事業者であった。

合法性の確認をどんな書類で確認しているかについては、輸入材と国産材とで異なった。輸入材については、①森林認証、②団体認定書、③納品書、伝票などに記載されている「合法木材」の記載で確認、などであった。サプライヤーが森林認証を取得している場合、認証証書のコピーを入手するという回答もあった。さらにサプライヤーが法人格を持たないような農家林家で、当該生産国における業界団体にも加盟していない場合、事業者の独自の取組として、サプライヤーに対して生産国における合法性遵守に関する何らかの自己証明書を作成してもらうケースも見られた。

国産材については、①団体認定書、②伐採許可書、伐採届の適合通知書、認可の印鑑入りの伐採届の写し、③市場の証明書、市場の仕切り書、出荷証明書、納品書、伝票などがあつた。中には屋敷林など証明書が出てこないケースに対応するための「林地の写真および計算書にて対応」という回答もあった。

確認の頻度としては、輸入材の場合、パッキングリストごと、国産材（原木）の場合、到着したトラックごと、など納品の都度確認する場合も見られたが、月単位でまとめて証明書を発行している／依頼しているなどの事例もあった。

なお、書類や記録の保存に関しては、調達木材に関してデータベース化した集中管理システムを導入し、伝票管理も紐つけている大手企業の事例が一つあつたが、ほとんどの企業では、納品書、伝票等の書類の保管とそれを担当者がエクセル等に入力した証票類によって管理している。

<結果の整理>

回答のあった31事業者のうち20事業者で合法性の確認の担当部署が定められていた。

入手している書類について、輸入材の場合は、林野庁ガイドラインにおける合法性の確認方法に沿った書類名があげられている。他方、国産材の場合、第一種の事業者において、団体認定書や納品書等による合法木材証明で確認するほか、伐採届やその適合通知書により確認しているケースも見られた。なお、森林認証による確認の事例は見られなかった。

輸入材、国産材を問わず、入手した書類の信頼性に関するさらなる吟味や確認について、実施しているという回答はほとんど見られなかった。基本的に判断基準は「書類があるか否か」である一方で、第三国経由で調達している樹種について、サプライヤーが提示してくる書類の妥当性に疑問を感じている事業者も見られた。

ごく一部で、証明書類の信頼性についても踏み込んで吟味して判断をしている事例もあった。大手商社で自社の調達方針を有する事業者や、同様に自社の木材調達ガイドライ

ンを運用する大手住宅メーカーでは、自社基準や経験に基づき、書類の信頼性についても評価していた。

その他、輸入材、特に広葉樹を幅広く扱っている事業者では、内規等に基づき、一定レベル以上のリスク意識を有し、一般的に違法リスクが高いとされるアフリカ材、南米材、東南アジア材、インドシナ材、中国材など関しては、合法性確認に軽重をつけ、より慎重な書類確認やトレーサビリティの確認に努めている事例も見られた。

■合法性が確認できる木材と確認に至らなかった木材等の分別管理は行われているか？

<結果>

回答のあった25事業者のうち、6事業者が、例えば輸入材で合法性の確認が完全に取りえない木材や、国産材のうち工事などで発生する支障木など、合法性の確認に至らなかった木材を適切に認識し、分別管理していた。16事業者は「すべて合法性を確認している／確認できている」というもので、すべて合法性の確認ができたもののため分別管理は不要といった主旨の回答であった。また3事業者では「すべて合法木材を扱うことを前提に調達している」といった回答ながら「細かくは確認していない」や「仕入れごとに確認はしていない」など、厳密に確認できているかどうか分からない回答もあった。

<結果の整理>

「合法性の確認」の判断基準については、購入先からの書類等によって確認されているが、従来のガイドラインによる合法性の確認は政府調達の対象となるものみに求められていたため、中には最後まで合法性の確認を追求しない場合もありえた。

クリーンウッド法においては、木材関連事業者は取り扱うすべての木材、木材製品について合法伐採木材であるかどうかの確認を求めているが、この点について、一層の理解を求めるため、普及活動や具体的な合法伐採木材の確認の方法（国ごとの具体的な制度、必要な書類等）に関する情報提供が必要であると考えられる。

■調査対象地域ごとの聞き取り調査時に気が付いた点について

本項は、聞き取りの際の質問票にはなかったもので、聞き取り時の回答者の発言を整理したものである。

<結果>

（北海道・東北）

第二種事業者は、基本的に一つ手前の事業者から書類を入手している。譲り渡しの際は、川下の事業者から要望がない限り書類等は発行していない。

（関東）

第一種事業者の大手商社やツキ板業界の大手事業者は、対象地域内に限らず全国的に取引をしているが、譲り渡しの際の証明書類等については、基本的に要望に応じて発行する姿勢を取っている。また第二種事業者も一つ手前の事業者からは確実に証明書を手に入れているものの、譲り渡しの際は要望があれば発行している。

(東海・北陸・近畿)

大手製材業者で主に第二種事業が中心ながら第一種事業も手掛けている事業者が、第一種事業者としては譲り渡しの際に納品書等に「合法木材」を明記している。第二種事業者の大手住宅メーカーや大手家具メーカーは第一種並みのサプライチェーン管理を実施しており、証明書類については一つ手前の書類を必ず入手している。大手住宅メーカーを顧客とするフロアメーカーではCW法対象製品と非対象製品とを自社WEBやカタログに明記している。

(四国・中国)

大手製材・集成材業者でプレカット事業も手掛けている第二種事業者は、一部第一種事業も手掛けているが、譲り渡しの際の書類手続きについては確認できていない。製材・集成材・プレカットの大手の1事業者で、出荷の際にCoC認証の番号や団体認定番号を納品書に記載している事例があった。

(九州)

国産材調達において第一種&第二種事業、および製材・プレカットを手掛ける事業者で、譲り渡しの際の書類手続きについて、顧客の要望に応じて合法証明書を発行している。第二種事業者の製材・プレカット事業者でも、公共物件向けに限って調達先から合法性証明を出してもらい、工務店や自治体に提出している。

<結果の整理>

今回の調査は、地域ごとの聞き取り対象事業者数が限られており、業種、第一種、第二種木材関連事業者の区別等をそろえることができなかつたことから、地域別の取組みの差は、国産材の取扱比率、第二種木材関連事業者の業種(家具、建築・建設を含むかどうかなど)によるものが多く、地域的な差あるいはガイドラインに基づく認定団体による指導の差等を明らかにするためには、このような調査を継続的に積み重ねることが必要と考えられる。

■ CW法に対する認識。登録木材関連事業者になっているか? なっている/ならない理由
<結果>

回答のあった24事業者について、以下に登録済みの事業者と未登録の事業者とに分けて回答をまとめた。

(ア) 登録した理由

(登録の意義を社内で理解)

グリーン購入法のときから、疑わしい木材は使わない方針に基づき、対応していこうというものや、現場から「必要」との声があがり社内合意を得て登録した事例などが見られた。

(補助金申請のため)

当初の関心は低かったものの、顧客から 2019 年の外構部の木質化対策支援事業について問い合わせがあり、登録をすることになったというような回答が複数見られた。

(その他)

第一種で登録した事業者から第二種の登録の必然性はなし、との回答も複数見られた。

(イ) 登録しない理由

(登録の需要・メリットが小さい、コスト高のため)

代表的なものとして、既存のシステムが合法木材(団体認定制度)に沿って構築されているため、事業者登録料等のコストと手間(年次報告対応など)が増えるため、既存の制度において合法性の確認は実施しており、その手間を増やすメリットが見えてこないため、公共工事の場合は合法証明書の提出や登録を求められることもあるが通常取引では要望がないため、といった回答が見られた。

(その他)

登録の準備は進めているものの、発生する追加的業務の規模やそれに伴う人員増強の必要性和登録によるメリットとを天秤にかけている、という前向きに検討している具体的な回答も見られた。

<結果の整理>

登録した理由はさまざまだが、登録の意義を社内で共有し必要と判断して登録した事例と、補助金申請をきっかけに登録した事例とがあった。また第一種、第二種とも登録を済ませている事業者(総合商社)から「第2種は登録の必然性なし」という、第一種が適切に合法性の確認を行えば、川中、川下の事業者の登録の必然性はないのではないかと、この意見もあった。

また登録を見合わせている事業者の理由もさまざまながら、現状、合法性の確認は登録していなくても CW 法に基づく確認が必要であるという認識を持っていない事例や、登録により発生する追加的な手間やコストなどが障壁になっている事例があった。

一方、登録、未登録に共通するものとして、「顧客からの問い合わせや要請があれば登録する/検討する」傾向が見られ、事業者にとって、取引先からの要望や要請は大きなインセンティブになっていると考えられる。

■合法性確認を行うメリットは存在するのか?

<結果>

回答のあった 27 事業者において、補助金申請や公共工事への参入機会をあげた回答が多く見られた。その他、CSR 対応や事業者の信頼性向上、消費者へのアピールになるという回答も見られた。また、合法木材、CW 法を問わず、取引先からの問い合わせや引き合いに対する対応という回答もあった。事業者登録を促進する上で参考となり得る回答を以下に示す。

(メリット)

消費者へのアピールになる、取引先に合法性や持続可能性について厳密に求めることで自社調達材の環境的品質が向上する、といった前向きな回答もあった。

(必須、当たり前)

合法木材が当たり前である、環境の視点からはじめた取組ゆえ必須、公共物件の場合や顧客から合法性確認の要求がくる、などの回答も見られた。

(その他)

手間が増える、小規模なところは書類手続きを嫌がる、合法性が確保されていない木材が市場に出回ることは望ましくない、などの回答もあった。

<結果の整理>

合法性確認のメリットを適切に見出して取り組んでいる事例は少ないながら2事業者で見られた。これらはどちらも建築建設に分類され、エンドユーザーの市場に接している事業者であることから、このようなメリットを意識しているのではないかと考えられる。

また必須・当たり前と考えている事例では、その顧客からの要望が重要なインセンティブになり得ることが示唆された。例えば大手住宅メーカーからのリクエストによって対応している建材メーカーの回答や、業界団体でデューディリジェンスマニュアルを作成し、積極的にCW法に取り組んでいる製紙業者からのリクエストによって対応している製材業者の回答にはそのような傾向が見られた。

②輸入している木材・木材製品についての質問

■合法性が確認できない／疑わしい場合、何をしているのか？

<結果>

12事業者の回答があった。確認方法とその結果に基づく対応について、代表的なものを以下に示す。

(確認方法について)

既存の情報がある場合は調達先へ電話確認、それで済まない場合は現場に行き確認する、原木産出国の木材伐採に関する法律、違法伐採に対する取組を確認する、調達先へのアンケート／ヒアリングする、などの回答があった。

(判断結果)

取引先に問い合わせ、合法か否か「わからなかった」というものについては「確認に至らなかった」としている、合法性が確認できなかったものは合法木材の出荷証明をしない、合法性に疑いのあるものは購入しない、合法性が確認できない木材取引業者とは取り引きを止める、などの回答があった。

(その他)

木材の質は重要ゆえ、その質の“吟味”の過程で合法性に関する書類を出せない事業者との縁は自然と遠くなっていく、という回答も見られた。

<結果の整理>

確認方法については、CW 法第 6 条第 1 項第 2 号の追加的措置に該当する調達先への問い合わせ、現地確認、クリーンウッド・ナビ等の情報を活用した確認などが実施されていることがわかる。他方、合法木材制度の下で、多くの事業者が採用している「何らかの書類を出してもらおう」という確認方法において、「その書類の信頼性」について言及できているのか、また確認できているのか否か、確認できなかった。

判断結果を踏まえた対応については、「合法性の確認に至らなかった木材」として扱う、調達しない／取引をやめる、というもので、追加的措置の判断結果として妥当と考えられる。

■外国産材について、合法性を確認する際の問題点、課題

<結果>

12 事業者から回答があった。以下に代表的なものを示す。

(第一種事業者にとって合法性確認／トレーサビリティの確認が難しい)

第三国で加工されて輸入される場合、トレーサビリティ確認手法に慣れているか、関連の知見がないと電話のやりとりだけでの確認は難しい、取引量が少ない場合、集成材のように原材料が混合している場合などは、トレーサビリティの確認は難しい、第三国を経由しての輸入材調達の場合、伐採届といった厳密なトレーサビリティを追求することは難しい、など実践的な回答が見られた。

(生産国の適用法に由来する判断基準の差)

輸入先によって合法性に関する法制度が異なり、また「合法性」がどこまでを含むものなのか適用法令の範囲が明確でなく合法性確認に苦慮する、「合法性とは何か？」について明確な説明ができない時がある、などの回答が見られた。

(第一種事業者のリスクに対する認識の差)

商社が輸入したもので合法性が証明されないものが港に入ることがあるのか、先進国の制度はそもそも違法伐採に関して厳しいので合法性を確認することは比較的難しくなく、といった楽観的な回答がある中で、中国など加工国から輸入した木材の合法性証明書類の信頼性の判断が難しい、サプライヤーの FSC 等の認証証書でしか確認できていない、などの課題に関する回答も見られた。

(第二種事業者の限界)

輸入材の産地について懸念を感じながらも、それを調べる手段がないため製材業者の書類を信用するしかない、トレーサビリティの確認までは専門性やコスト面でできないため書類で確認するしかない、といった回答があった。

(CW法の認識不足)

第二種事業者において、顧客から要求されないため、合法性の確認の必要性は低く、したがって30%程度しか確認できていない、という回答もあった。

(その他)

その他として、原木等の品質は伐採地によって太さの違いや季節に起因する差が生じるため、伐採地の変遷の確認も含め、適切に合法性を確認する必要がある、小売&家具業界は取り扱い商品の数が非常に多いため、個々の商品の重量まで把握するのは至難の業である、といった回答も見られた。

<結果の整理>

輸入材の合法性確認における追加的措置の一つとして有効なのがトレーサビリティの確認である。それに取り組んでいる商社と家具メーカーから、製材品で伐採国から第三国を経由した場合、その確認が困難であるという意見があった。また、生産国における適用法の範囲や、生産国ごとに確認方法が異なることについての意見もあった。

一方、第一種事業者の輸入材におけるリスクの捉え方の差が表われている意見も散見された。これらはCW法の認識不足も影響しているものと考えられる。

第二種事業者がそうしたリスクを把握、感じた場合でも、その事業者の確認能力には限界があり、「一つ前の事業者を信じるしかない」、「書類で確認するしかない」との意見があった。

③第一種の対象となる国産材についての質問

■合法性が確認できない／疑わしい場合、入荷先に何か求めているか？

<結果>

12事業者から回答があった。以下に代表的なものを示す。

(確認方法について)

国内の盗伐問題等が取り沙汰されている事例なども含めて調達者ができることは「確認すること」のみ、アンケートで対応し、回答しきれない取引先は自社評価が低くして、さらに改善のない場合は取引を停止する、といった回答が見られた。

(合法性確認が難しい場合)

支障木や屋敷林などは証明書の取り付けが困難である、屋敷林などを公共工事で採用した場合は所有者に証明書と写真を揃えてもらう、などの回答が見られた。

(CW法の認識不足)

銘木の場合、流通経路が複雑なケースもあり顧客からの要請がない場合、特別に確認していない、という回答もあった。

(その他)

日本なので違法伐採はない、国産材なら問題ない、原木市場が合法性を確認している前提で考えている、盗伐問題については信頼できない業者との取引を避けることで対応している、などの回答が見られた。

<結果の整理>

国産材の場合、合法性の確認方法において輸入材のようなトレーサビリティの確認まで実施しているような回答は見られず、主に書類確認で済ませている傾向が見られる。一部商社で仕入先に対してアンケートを実施し、追加的措置に該当するような確認をしている事例もあった。他方、木材市場において、顧客の要求がないため合法性の確認はしていない、との回答もあった。

合法性の確認が難しい事例として、屋敷林の証明に苦慮している意見があった。

また国産材なら問題なし、違法伐採なし、との認識から合法性確認の手間を必要以上にかけていない様子も散見された。中には国内の盗伐問題に関して一定レベルの懸念を示した意見もあった。

■国産材について、合法性を確認する際の問題点、課題

<結果>

12 事業者から回答があった。以下に代表的なものを示す。

(合法性確認の追加的措置の一つとしてのトレーサビリティ確認における課題)

合板メーカーの国産材合板の原料の出所が分からない場合がある、原木市場からの原木で伐採林(所有林)がわからないことがある、銘木の合法性確認は注意が必要である、などの回答があった。

(その他)

日本の広葉樹市場は欧州などの海外市場と比べて樹種は多種多様であり、登録制度における登録実施機関への年度報告に際し主要樹種を除き作業の簡素化のために「その他」でまとめることが必要、有望な取り組みとして、県と森林組合による森林蓄積等に関するデータのデジタル化プロジェクトが行われており、そのデータはタブレットで事務所や納入先へデータが送られる仕組みになる、といった改善提案の回答もあった。

<結果の整理>

国産材のトレーサビリティの確認の際に、合板メーカーや原木市場で把握しておらず確認できないケースがあるという意見があった。

また盗伐問題などに対する考え方や銘木の合法性に関する考え方、そして産地の確認不足、もしくは広葉樹の国内取引の現状などに関する意見から、国産材のリスクについても各事業者間で認識の差が大きいことが確認できる。

登録制度に関する意見の中で、日本の広葉樹の種類の高さに対する適切な対応を求める意見も見られた。

④第二種木材関連事業の対象となる木材・木材製品についての質問

■どのような書類を確認しているか？

<結果>

回答のあった9事業者において、輸入材に関しては、森林認証材に関する書類や団体認定に基づく合法証明書（出荷証明書や納品伝票を含む）など、国産材については、団体認定書、伐採証明書、出荷証明書、納品伝票など、国有林の場合はその証明書を入手している。

一部、「納品書に加えて産地証明や伐採届まで入手している」や、「商社に同行して、年に3~4回は原産地視察をしている」という回答も見られた。

<結果の整理>

輸入材では、団体認定に基づく合法証明書のみならず、取引先の森林認証取得証明書を入手している事例も見られた。一方で、認証材に関しては本来であれば、たとえサプライヤーが森林認証を取得していたとしても、その木材が「認証材」であるか否かについては、納品書や請求書などの取引書類に記載されている認証番号、および認証表示（原料100%や原料がミックスされているかなど）を確認しなければならず、実際、調達会社が有する認証取得証明書のみでの確認しかできていない、といった回答もあったため、「認証材を調達している」とするヒアリング実施事業者がそこまでの確認をしているのか否かについては、不明確である。

■第二種木材関連事業の対象となる木材・木材製品についての合法性を確認する際の問題点、課題

<結果>

10事業者からの回答があった。以下に代表的なものを示す。

（合法性の確認の困難さについて）

輸入材、国産材を問わず、特に広葉樹の場合は、中小規模事業者の場合、いずれの業界団体にも所属していないため団体認定などの証明書発行ができず、自己宣言書などを作成してもらい、中小規模の工務店は主要構造材のほとんどはプレカットからの調達であり、羽柄材など現場調達の木材に関しては管理が困難である、といった回答が見られた。

（国産材取り扱い事業者に対する認識に関する意見）

輸入材を取り扱う商社等と比較して国産材を供給する事業者からは依頼したものと違う文書や証明書が出てくる、といった回答がある中で、発注時に指示し忘れると困るが基本的には合法木材しかないので忘れても後から書類は出てくる、という楽観的な回答も見られた。

（合法性確認の手間削減につながる意見）

建材メーカーなどはカタログに“FSC認証”などが記載されているため、公共事業の場合はサンプルに加えてそのような資料にも活用できる、内装材の業界においては木材の合法性／違法性の確認よりも健康被害に直結する接着剤のホルムアルデヒド含有量に関する

F4☆対応のほうが高い状況であるが、実はこの証明対応を追及すると木材の合法性についても対応できている事業者が多い、といった回答が見られた。

(国産材の信頼性向上について)

国産材については、合法性確認の証明は事業者が発行する証明印のみなので伐採地域を所管する自治体からの証明書などが有ると良いのではないかと、との回答もあった。

(その他)

工務店が CoC 認証を取得すれば認証も証明の連鎖もつながるものもあるかも知れない、過去にフロア材についてトレーサビリティの確認してみたことがあるが、各工場まで遡ればその工場の調達先はだいたい分かるため加工度の低い製品であればやりやすい、といった回答もあった。

<結果の整理>

合法性の確認において、国産広葉樹の場合、加工業者の規模が小さく業界団体等にも属していないケースが少なくないため、自己宣言を作成してもらおうなど、その対応に苦慮している意見があった。また工務店による合法性の確認については、主要構造材と羽柄材とでその難易度が異なるという意見も見られた。

他方で、国産材を取り扱う事業者の「合法性確認」に対する意見として、「書類を依頼しても欲しい書類が出てこない」という意見がある一方で、「基本的に合法だからいつでも出てくる」という意見もあり、基本的な認識の差があることも散見された。

また他の質問項目において、合法性の確認の手間やコストを問題視している意見が多く見られるが、その手間を少し解消できる可能性を示唆する意見も見られた。さらに CW 法により新たに法の対象となった工務店に対して必要な取組を示唆するような意見も見られた。

添付 A 対象事業者の事業内容

No.	事業内容															
	国内丸太生産	海外丸太生産	第三国貿易	丸太輸入	製品輸入	国内丸太流通	丸太輸出	製品輸出	木材加工	家具製造	製品国内流通	建築・建設	紙・パ	バイオマス	小売	その他
1	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○				
2			○	○	○	○	○	○	○		○			△		
3																
4	○			○	○	○		○	○		○			○		
5	○				○	○		○	○		○	○			○	○
6	○				○	○					○	○				○
7									○							
8									○		○					
9						○										
10	○			○	○	○			○	○	○	○			○	
11				○			○		○							
12	○			○	○				○		○			○		○
13					○				○	○	○				○	
14						○			○	○	○				○	○
15									○			○				
16									○		○					
17			○		○										○	
18	○					○			○	○	○	○				
19						○					○					
20												○				

No.	国内丸太生産	海外丸太生産	第三国貿易	丸太輸入	製品輸入	国内丸太流通	丸太輸出	製品輸出	木材加工	家具製造	製品国内流通	建築・建設	紙・パ	バイオマス	小売	その他
21										○		○			○	
22					○			○	○		○					
23									○							
24								○	○		○					
25	○								○		○					
26									○		○					
27						○										
28									○		○				○	
29				○	○	○		○		○					○	
30									○		○					
31			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
32				○	○	○			○							
33					○				○		○					
34					○				○		○	○				○
35				○	○	○			○	○	○	○			○	
36									○		○					
37									○		○					
38									○			○				

第4章 アンケート調査とヒアリング調査のまとめ

はじめに

アンケート調査（第2章）とヒアリング調査（第3章）の結果を合わせて考察する。2006年の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（林野庁ガイドライン）」策定以来、各事業者が合法性確認の取組を進めてきたこと、一方で様々な課題、問題点に直面していることが明らかになった。

合法木材の取組体制の整備

ヒアリング調査の結果から、価格、質、納期を重視、長年の付き合いのある信頼できる取引先といった、ビジネスの基本となる要素に加え、林野庁ガイドラインによる合法木材供給事業者認定を受けている事業者から調達するなど、木材の合法性の確保を調達先選択の際の判断要素の一つとしている事業者が多いことが明らかになった。またヒアリング調査の訪問先の事業者の65%は森林認証（FSC, PEFC, SGEC）のCoC認証を取得していた。

アンケート調査では47%の事業者がすでに合法性や持続性に関する入荷・調達方針を策定していたが、ヒアリング調査の訪問先事業者の中でも53%がすでに策定していた。その内容は、調達は合法木材に限るといったものから、森林認証のCoC認証を取得するのに応じて、そのルールに従って策定したとの事業者もあった。

またアンケート調査では65%の事業者が、調達する木材の合法性を判断する担当者・部署を指定しており、そのほとんどは入荷・調達担当者・担当部署であった。

CW法登録木材関連事業者制度への登録

本調査を行った2019年8月末時点では、アンケートの返送のあった292事業者のうち37事業者、ヒアリングを実施した38事業者のうち24事業者がCW法登録事業者であった。ヒアリング調査では、これらの事業者が登録した理由として、合法伐採木材への取組のアピール、2019年の外構部の木質化対策支援事業が登録のインセンティブとなったとの回答などが挙げられた。また将来登録事業者を要件とする補助事業が出された時に、迅速に対応できるように登録したという意見もあった。

アンケート調査の結果から、CW法登録事業者は非CW法登録事業者よりも従業員数、資本金が大きく、入荷量も大きい傾向があることが明らかになった。また、アンケート回答事業者が過去一年間に国内市場に供給した輸入材のうちの77%、国産材丸太のうちの47%が登録事業者によって供給されたと推定された。非CW法登録事業者の一部は輸入材、国産材丸太の一部について合法性の確認を行っていなかったが、CW法登録事業者は全量について合法性の確認を行っていた（輸入材の一部は、結果として合法性の確認に至らなかった）。

一方で、アンケートでは、登録する予定はないという事業者も16%あった。その理由と

しては登録のメリットがないからという回答が多かった。また、ヒアリングを実施した事業者のうち 33 事業者は合法木材供給認定事業者であり、それらの事業者からはさらに CW 法登録事業者になる必要性を感じられない、という意見があった。

国内市場における合法性確認がされた木材の流通

アンケート調査の結果の分析では、過去一年間にアンケートの回答者によって国内市場に供給された輸入材の推定 95%、国産材丸太の推定 99%について、購入先等から提出された書類ないし追加的に得た情報によって合法性の確認が行われていた。しかし輸入材の一部については、合法性の確認に至らず、また非 CW 法登録事業者が輸入した木材、入荷した国産材丸太の一部では合法材の確認が行われていなかった。しかしそれらの量はわずかであった。

またアンケート回答者が扱った輸入材の推定 99%について、樹種や生産国についての確認が行われていた。

合法性の確認方法

CW 法では、購入先等から提出された書類や追加的に得た情報の内容により木材等の合法性を確認することが求められているが、ヒアリング調査の結果、多くの事業者はこの書類や追加情報の取得に留まっており、内容の妥当性の検討・評価は行われていなかった。しかし一部の大手商社や住宅メーカーでは書類の信頼性についても判断を行う、実際に取得した書類から伐採地まで遡ることが可能なか確認する、などの取組を行っていた。合法性の確認を行った結果、合法性に自信が持てないサプライヤーからの取引を停止したという事業者も存在した。

また CW 法では特に規定されていないが、伐採国やサプライヤーのリスク評価をおこなない、違法伐採リスクが懸念される産地については重点的に確認を行っている事業者も存在した。

多くの事業者は、CW 法施行以前の、2006 年の林野庁ガイドライン制定以来、合法性確認の取組を進めてきていた。森林認証の CoC 認証を取得している事業者の中ではその取得のための取組によって、合法性確認の手順が構築されてきたケースも存在した。

< 第一種（輸入） >

アンケートでは、輸入材の合法性確認のための書類として、森林認証を利用している事業者が多かった。次いで輸入先事業者の発行する証明書や、伐採国政府からの伐採許可証が挙げられた。合法性を確認できる書類を取得できなかった場合は、森林認証、原産地証明、輸出許可証などの追加的情報によって合法と判断していた。

<第一種（国産）>

アンケートでは、国産材丸太の合法性確認については合法木材供給認定事業者からの証明書を利用している事業者が最も多かった。また、ヒアリングではそれに加えて伐採届や適合通知書を確認している事業者も見られた。

<第二種>

CW 法では林野庁ガイドラインと同様、第二種木材関連事業で取り扱う木材の合法性確認は、伐採地までトレースバックして確認することは求められず、一次サプライヤーから合法性を確認できればよいことになっている。しかし、リスク低減等のため自主的に外国産材の産地を確認しに行っている事業者や、トレーサビリティの確認を行った事業者も存在した。

アンケートでは外国産材を輸入するにあたり、森林認証を用いて合法性確認を行っている事業者が多かったが、国内市場でその CoC 認証を使っている事業者は少なく、ヒアリングでもそのことが確認された。

合法性確認を行う課題、問題点、メリット

アンケートでは半数以上の事業者が合法性確認を行う課題、問題点はないと回答し、ヒアリングでは、消費者へのアピールになる、優良なサプライヤーを選別できるなどの合法性確認のメリットを挙げる事業者も存在した。一方、以下のような点の指摘もあった。

<第一種（輸入）>

アンケートでは合法性の確認が技術的に難しいという回答が多かった。ヒアリングでも輸出国によってはトレーサビリティの確保が難しいこと、どこまでの法律の範囲での合法性を確認すべきなのか判断が難しいことなどが挙げられた。また、サプライヤーの出してくる合法性を証明する書類の信頼性に疑義があるとの意見もあった。

<第一種（国産）>

アンケート・ヒアリングともに、合法性の確認を行うメリットが乏しく、手間が増えるだけという意見が多かった。ただしヒアリングでは、国内の盗伐問題等が取り沙汰されている状況にも留意し、信頼できないサプライヤーとの取引を避けているという回答もあった。

アンケートでは技術的に困難であることをあげる事業者は少なく、ヒアリングでトレーサビリティの確認などを実施している事業者もいなかったが、屋敷林からの木材等、合法性を証明できる証明書類が出ないため確認が難しい木材が存在するといった指摘があった。

<第二種>

アンケートでは、合法性の確認を行うメリットに乏しいという意見が多かった。

またアンケートでは、一次サプライヤーからの証明書だけでは本当に合法的に伐採されたのか確信が持てない等の意見があった。一方、ヒアリング結果によれば国産広葉樹など、サプライヤーが認定事業者ではなく証明書を出してもらうのに手間がかかるケースなども挙げられた。

そのほか、そもそも第一種で厳格に合法性が確認できないものを排除すべきであって、第二種にも合法性の確認などを求めることに疑問を呈する意見もあった。

分別管理

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引」では調達した木材の合法性を確認した後、合法性を確認できた木材等と確認できない木材等を分別管理することが求められている。

アンケートでは第一種（輸入）第一種（国産）、第二種（外国産材）、第二種（国産材）について、それぞれ入荷事業者の 68%、77%、28%（※）、47%（※）が、入荷量の全量について、書類ないし追加情報によって、合法性を確認していた。このような事業者はすべての木材の合法性が確認できていることから分別管理を必要としない。ヒアリングでも 22 事業者中 13 事業者は合法確認された木材のみを入荷しているため、分別管理をしていないと回答があった。また、ヒアリングでは 3 事業者は適切に分別管理しているとの回答があった。

※：立米単位での回答があった事業者のみ

今後必要な取組

<継続的な定着実態把握調査>

日本の合法木材制度や CW 法による取組は、政府による事業者の監査を中心とする EU や米国の制度とは異なり、合法木材供給認定事業者制度、CW 法に基づく木材関連事業者の登録制度など、事業者の自発的な取組を促進することによって違法伐採木材を排除することを目指している。

その制度の充実と効果的な運用が達成されるためには、合法木材制度に関してもそうであったように、本調査のように実態把握を継続して積み重ね、結果を取組にフィードバックしていくことが重要であると考えられる。

また学識経験者からは、さらに木材流通や木材貿易、木材産業等に関心のある若手・中堅研究者を参画させることにより、その専門性を高めることにも繋がるため、そうした観点も加えて継続することが望まれる、との意見も得られた。

<建築建設関係事業者への浸透と国民全般に対する普及活動>

アンケートに回答した事業者や、ヒアリング調査を受け入れた事業者の多く、特に CW 法登録事業者は、CW 法の認知度・関心が高く、合法性の確認もおおむね適切にされていた。

一方で、ヒアリング等において CW 法の認識不足とみられるような回答があった。

また、合法木材供給認定事業者以外の木材関連事業者（日経ホームビルダー読者）のアンケートの返送率は低く、返送されてきたアンケートも、第二種に関する質問項目の回答率が低かった。これらのことから CW 法に対し第二種木材関連事業、特に合法木材制度の対象外であった建築建設関係の事業者の関心が低く、CW 法が事業者に浸透していないのではないかと考えられる。

CW 法施行後 3 年目となる令和二年以降は、CW 法が規定している全ての木材関連事業者が講ずべき措置（合法性の確認など）や事業者登録制度に対する理解の醸成を図るため、消費者を含めた国民全般に対する更なる普及活動が必要と考えられる。

なお、本調査の結果については、回答に積極的な事業者によるものであることに留意が必要である。このため、合法性の確認の実施について定着状況を把握してくためのパイロット的な調査結果として、今後、一層精度の高い内容へと発展させていくことが重要である。

[巻末資料]

- 1 アンケート調査票
- 2 国内事業者ヒアリング項目

アンケート調査票

① 全事業者への質問

問1-1. 貴社・事業所の概要

※個別の企業名，事業所名，担当部署名，担当者名等が特定される情報は一切公表致しません。

※ご記入いただいた個人情報本調査事業以外には使用致しません。

貴社・事業所名	法人形態（該当するものを○）：株式会社（上場・非上場），有限会社，その他		
従業員数（☑を記入） ※派遣や臨時も含む	<input type="checkbox"/> 1-5人， <input type="checkbox"/> 6-20人， <input type="checkbox"/> 21-100人， <input type="checkbox"/> 101-1000人， <input type="checkbox"/> 1001-10000人， <input type="checkbox"/> 10001人以上	資本金	万円
ご回答者の連絡先	所属部署：	役職：	
	氏名：		
	住所：		
	TEL：	FAX：	
	E-mail：		

問1-2. 貴社・事業所が行っている木材関連事業について、あてはまる番号全てに○をつけてください。

1	国内での丸太生産（自社林を含む）
2	海外での丸太生産（自社林を含む）
3	木材・木材製品の第三国貿易
4	丸太の輸入
5	木材製品の輸入
6	国内での丸太の流通（原木市場など）
7	丸太の輸出
8	木材製品の輸出
9	木材加工（製材，プレカット，合板や木質ボードなどの製造）
10	木材を材料とする家具製造
11	木材製品の国内流通
12	木材を材料とする建築・建設
13	木材を原料とする紙・パルプ製造
14	木質バイオマスを燃料とする発電
15	木材・木材製品の消費者向け小売
16	その他の木材・木材製品を扱う事業 具体的に：
17	木材・木材製品を扱っていない

輸入している木材・木材製品について、4・5ページの②にもご回答ください

問1-3. これらの事業で取扱っている木材・木材製品はどこから入荷・調達されていますか？あてはまる番号全てに○をつけてください。

1	自社が国内で所有している森林から調達
2	国内の樹木の所有者（森林所有者または素材生産業者）から調達
3	海外から輸入している事業者から調達
4	国内の原木市場や他の木材関連事業者から調達

入荷・調達した国産材丸太について、6・7ページの③にもご回答ください

入荷・調達した木材・木材製品について、8ページの④にもご回答ください

問1－4. 現在国内で流通している木材・木材製品の中には、違法に伐採された木材に由来するものが含まれていると思いますか？回答者がご存知の範囲でご回答ください。あてはまる番号1つに○をつけてください。

1	国産材・外国産材双方に違法に伐採されたものが含まれている
2	国産材には違法に伐採されたものが含まれている
3	外国産材には違法に伐採されたものが含まれている
4	日本国内で流通する木材・木材製品には違法に伐採されたものは含まれていない
5	分からない

問1－5. 貴社・事業所では、木材・木材製品の合法性や持続可能性に関する入荷・調達方針を定めていますか？あてはまる番号1つに○をつけてください。

1	特に定めていない
2	策定しているが、社外に公開はしていない
3	策定しており、社外に公開もしている

問1－6. 貴社・事業所では、入荷・調達する木材・木材製品が我が国または伐採国の法令に適合して（＝合法的に）伐採されたのか判断・承認することを、どの段階で行われていますか？あてはまる番号1つに○をつけてください。

1	入荷・調達担当者
2	入荷・調達担当部署
3	その他の部署：
4	入荷・調達担当部署や環境・CSRに関する部署など、全社レベルの協議
5	特に指定していない

問1－7. 平成29年5月から「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(通称:クリーンウッド法)」が施行されました。クリーンウッド法について、回答者はご存知ですか？あてはまる番号1つに○をつけてください。

1	知らない
2	聞いたことはあるが、内容（第一種，第二種木材関連事業，登録木材関連事業者制度など）は把握していない
3	内容についても理解している

問1－8. クリーンウッド法は、全ての木材関連事業者（※1）に対し、取り扱う木材・木材製品の全てについて、我が国または伐採国の法令に適合して伐採されたことを確認（※2）することを求めています。さらに、その措置を適切かつ確実に実施する事業者が任意で「登録実施機関」による登録を受け、「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる制度を設けています。この登録制度について、貴社・事業所はどのように対応する方針ですか？あてはまる番号1つに○をつけてください。その他を選択された方は、具体的にご記入ください。

1	登録制度について理解していないので分からない
2	登録制度の対象となる事業を行っていない
3	登録制度を理解しており、その対象内の事業を実施しているが、登録申請の予定はない
4	登録木材関連事業者になる申請準備中
5	すでに登録木材関連事業者になっている
6	その他の対応方針：

→問1-9にもご回答ください

※1：木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者

※2：国産材の丸太を森林所有者または素材生産業者から直接入荷・購入している、または木材・木材関連製品を輸入している事業者は、伐採が法的に行われたことを確認。それ以外の事業者は調達先が合法性を確認したことを文章などで確認。

問1-9. 問1-8で3を選択した事業者への質問です

貴社・事業所が**登録木材関連事業者に登録しない理由は何ですか？**あてはまる番号**全てに○**をつけてください。その他を選択された方は、具体的にご記入ください。

1	現在または将来に取り扱う国産・外国産の木材・木材製品の中に、合法的に伐採されたことを 確認する手法が分からない／できないものを含む（可能性がある） ため
2	現在または将来に取り扱う国産・外国産の木材・木材製品の中に、合法的に伐採されたことを確認することは可能ではあるが、 確認に金銭的コスト がかかるものがあるため
3	現在または将来に取り扱う国産・外国産の木材・木材製品の中に、合法的に伐採されたことを確認することは可能ではあるが、 確認に時間的コスト がかかるものがあるため
4	登録木材関連事業者への 登録手続きにコスト（金銭・時間） がかかるため
5	登録する メリットが乏しい ため
6	その他の理由：

問1-10. その他、クリーンウッド法など国の違法伐採対策に関するご要望やご提案などがありましたら自由にご記入ください。

① 輸入（第一種木材関連事業）している木材・木材製品についての質問

問2-1. 過去一年間に貴社・事業所が輸入した外国産の木材・木材製品のおおよその量を、体積（単位が立米かトンか選択してください）と金額の両方、または分かる方だけご記入ください。

体積	()	立米/トン
金額	()	万円

問2-2. 過去一年間に貴社・事業所が輸入した外国産の木材・木材製品のうち、樹種（※1）や伐採国（＝原材料となっている樹木が伐採された国）（※1, 2）を確認した木材・木材製品はそれぞれ、金額ベースで取扱量全体の約何割（0～10）を占めましたか？

樹種（※1）	() 割
伐採国（※1, 2）	() 割

※1: 合板など複数の由来の木材を組み合わされて作られている木材製品についてはその材料の全てについて

※2: 例えばロシアで伐採された木材が中国で加工されたものを中国から輸入した場合、伐採された国はロシアとなる

問2-3. 過去一年間に貴社・事業所が輸入した外国産の木材・木材製品のうち、以下の木材・木材製品はそれぞれ金額ベースで取扱量全体の約何割（0～10）を占めましたか？

1	伐採国の法令に適合して伐採されたことを確認できる書類を得た	() 割	→問2-4にもご回答ください
2	伐採国の法令に適合して伐採されたことを確認できる書類を得ることはできなかったが、追加情報によって合法的に伐採されたことを確認した	() 割	→問2-5にもご回答ください
3	伐採国の法令に適合して伐採されたことを確認できなかった	() 割	
4	伐採国の法令に適合して伐採されたことを確認しなかった	() 割	

問2-4. 問2-3で1に該当する木材・木材製品を輸入された方に質問です。

どのような「伐採国の法令に適合して伐採されたことを確認できる書類」を得ましたか？あてはまる番号全てに○をつけてください。その他を選択された方は、具体的にご記入ください。

1	伐採許可書
2	輸入する木材・木材製品に対する、FSC, SGEC, PEFC等の森林認証およびCoC認証
3	森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て輸入先事業者が発行する証明書
4	輸入先事業者の独自の取組による証明書
5	その他の書類:

問2-5. 問2-3で2に該当する木材・木材製品を輸入された方に質問です。

「伐採国の法令に適合して伐採されたことを確認できる書類」を得られなかった木材・木材製品について、どのような「追加情報」によって合法的に伐採されたことを確認しましたか？あてはまる番号全てに○をつけてください。その他を選択された方は、具体的にご記入ください。

1	FSC, SGEC, PEFC 等の森林認証制度および CoC 認証制度
2	輸入先事業者が相手国の公的機関に提出した事業計画書など
3	輸入先事業者の独自の取組, 宣言, 誓約など
4	その他輸入先事業者からの情報:
5	相手国国内の輸送許可証
6	輸出許可証
7	原産地証明書
8	相手国政府機関などからの情報
9	相手国業界団体などからの情報
10	NGO からの情報
11	自社による現地調査で収集した情報
12	インターネットを含む文献情報
13	その他の情報:

問2-6. 貴社・事業所が木材・木材製品を輸入し、合法的に伐採されたことを確認する際の課題・問題点として、あてはまる番号**全てに○**をつけてください。その他を選択された方は、具体的にご記入ください。

1	課題・問題を感じることは無い
2	伐採国において、どのような書類や手続きによって合法的に伐採されたことを確認できるのか、方法が分からない
3	伐採国において、合法的に伐採されたのか確認できる公的制度が存在しない／遵守されていないため、 合法性の確認が難しい
4	伐採国において、森林認証や CoC 認証が普及していないため、 合法性の確認が難しい
5	伐採国において、合法的に伐採されたことを確認できる木材・木材製品の生産量が不十分
6	サプライチェーンが複雑（複数国に渡るなど）で、合法的に伐採されたことを確認することが難しい
7	合法的に伐採されたことが確認できる木材・木材製品は 価格が高い
8	取得した書類や追加情報の 信頼性に疑問 を感じることもある
9	合法的に伐採されたのか確認することの メリットが乏しい
10	その他の課題・問題点:

② 以下のいずれかの事業（第一種木材関連事業）で取扱っている国産材丸太についての質問

- 自社が所有している樹木の丸太を，加工または輸出する事業
- 樹木の所有者（森林所有者または立木を購入した素材生産業者）から譲り受けた（入荷，購入など）丸太を，加工，輸出または販売する事業
- 樹木の所有者から委託を受けた丸太を，市場において販売する事業

問3-1. 過去一年間に貴社・事業所が，取り扱った国産材丸太のおおよその量を，体積（単位が立米かトンか選択してください）と金額の両方，または分かる方だけご記入ください。

体積	()	立米／トン
金額	()	万円

問3-2. 過去一年間に貴社・事業所が取り扱った国産材丸太のうち，以下の丸太はそれぞれ，金額ベースで取扱量の何割（0～10）を占めましたか？

1	我が国の法令に適合して伐採されたことを確認できる書類を得た	()割	→問3-3, 5にもご回答ください
2	我が国の法令に適合して伐採されたことを確認できる書類を得ることができなかったが，追加情報によって，我が国の法令に適合して伐採されたことを確認した	()割	→問3-4, 5にもご回答ください
3	我が国の法令に適合して伐採されたことが確認できなかった	()割	→問3-5にもご回答ください
4	我が国の法令に適合して伐採されたことを確認しなかった	()割	

問3-3. 問3-2で1に該当する国産材丸太を取り扱った方に質問です。

どのような「我が国の法令に適合して伐採されたことを確認できる書類」を得ましたか？あてはまる番号全てに○をつけてください。その他を選択された方は，具体的にご記入ください。

1	伐採届もしくは適合通知書
2	保安林伐採許可証
3	FSC, SGEC, PEFC 等の森林認証及び CoC 認証
4	森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て入荷先事業者が発行する証明書
5	入荷先事業者の独自の取組による証明書
6	都道府県，市町村等による森林や木材等の認証制度による証明書
7	その他の書類：

問3-4. 問3-2で2に該当する国産材丸太を取り扱った方に質問です。

どのような「追加情報」によって我が国の法令に適合して伐採されたことを確認しましたか？あてはまる番号全てに○をつけてください。その他を選択された方は、具体的にご記入ください。

1	FSC, SGEC, PEFC等の森林認証制度及びCoC認証制度
2	購入先事業者の独自の取組, 宣言, 誓約など
3	行政などからの情報
4	業界団体などからの情報
5	NGOなどからの情報
6	自社による現地調査で収集した情報
7	インターネットを含む文献調査
8	その他の情報:

問3-5. 貴社・事業所が, 国産材丸太が合法的に伐採されたことを確認する際の課題・問題点として, あてはまる番号全てに○をつけてください。その他を選択した方は, 具体的にご記入ください。

1	課題・問題を感じることは無い
2	どのような書類や手続きによって合法的に伐採されたことを確認できるのか, 方法が分からない
3	合法的に伐採されたことを確認できる公的制度が存在しない/遵守されていないため, 合法性の確認が難しい
4	森林認証やCoC認証が普及していないため, 合法性の確認が難しい
5	合法的に伐採されたことを確認できる国産材丸太の生産量が不十分
6	合法的に伐採されたことが確認できる国産材丸太は価格が高い
7	取得した書類や追加情報の信頼性に疑問を感じることもある
8	合法的に伐採されたか確認することのメリットが乏しい
9	その他の課題・問題:

③ その他の事業（第二種木材関連事業）で取り扱っている木材・木材製品についての質問

- ②および③で回答した木材・木材製品については除いてご回答ください。例えば国産材丸太でも、素材生産業者から直接購入した丸太は③、原木市場から購入した丸太は④の対象となります。

問4-1. 過去一年間に貴社・事業所が入荷・調達した木材・木材製品のおおよその量を、国産材、外国産材ごとに、体積（単位が立米かトンか選択してください）と金額の両方、または分かる方だけご記入ください。

	国産材・その木材製品	外国産材・その木材製品	由来の分からない木材・木材製品	単位
体積	()	()	()	立米/トン
金額	()	()	()	万円

問4-2. 上記の木材・木材製品のうち、調達先が合法性（※）を確認し、記録した書類を、貴社・事業所が確認した木材・木材製品は、金額ベースで取扱量の約何割（0～10）を占めましたか？

国産材・木材製品	() 割	→多少でも確認した木材・木材製品があれば、問4-3, 4にもご回答ください
外国産材・木材製品	() 割	
由来が分からない木材・木材製品	() 割	

※:合法的に伐採された樹木に由来すること。②や③と異なり、伐採段階まで遡って確認することは求められていません。

問4-3. 問4-2で、合法性を確認した木材・木材製品を入荷した事業者への質問です。どのような書類を確認しましたか？あてはまる番号全てに○をつけてください。その他を選択された方は、具体的にご記入ください。

1	FSC, SGEC, PEFC 等の森林認証及び CoC 認証
2	森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て入荷先事業者が発行する証明書
3	入荷先事業者の独自の取組による証明書
4	都道府県等による森林や木材等の認証制度による証明書
5	その他の書類:

問4-4. 貴社・事業所が木材・木材製品の合法性を確認する際の課題・問題点として、あてはまる番号全てに○をつけてください。その他を選択された方は、具体的にご記入ください。

1	課題・問題を感じることは無い
2	どのような書類や手続きによって合法性を確認できるのか、方法が分からない
3	合法的に伐採されたことを確認できる公的制度が存在しない/遵守されていないため、確認が難しい
4	森林認証や CoC 認証が普及していないため、合法性の確認が難しい
5	合法性を確認できる木材・木材製品の供給量が不十分
6	合法性を確認できる木材・木材製品は価格が高い
7	取得した書類の信頼性に疑問を感じることもある
8	合法性を確認することのメリットが乏しい
9	その他の課題・問題:

お忙しい中ご協力頂き、ありがとうございました。

国内事業者ヒアリング項目

基本的な方針

ヒアリングは物を見るのではなく、どのような書類、データ管理を行っているかをメインに行う。

① 全事業者への質問

- 事業者の名前：
- 法人形態（該当するものに○）：株式会社（上場・非上場），有限会社，その他
- 従業員数：
- 資本金：
- 対応された方の氏名：
- 所属部署：
- 役職：

- 事業内容（該当するものに○）
 - ・ 国内での丸太生産（自社林を含む）
 - ・ 海外での丸太生産（自社林を含む）
 - ・ 木材・木材製品の第三国貿易
 - ・ 丸太の輸入
 - ・ 木材製品の輸入
 - ・ 国内での丸太の流通（原木市場など）
 - ・ 丸太の輸出
 - ・ 木材製品の輸出
 - ・ 木材加工（製材，プレカット，合板や木質ボードなどの製造）
 - ・ 木材を材料とする家具製造
 - ・ 木材製品の国内流通
 - ・ 木材を材料とする建築・建設
 - ・ 木材を原料とする紙・パルプ製造
 - ・ 木質バイオマスを燃料とする発電
 - ・ 木材・木材製品の消費者向け小売
 - ・ その他の木材・木材製品を扱う事業 具体的に：
 - ・ 木材・木材製品を扱っていない

- 入荷・調達先 それぞれの事業者数
 - 自社が国内で所有している森林から調達
 - 国内の樹木の所有者（森林所有者または素材生産業者）から調達
 - 海外から輸入している事業者から調達
 - 国内の原木市場や他の木材関連事業者から調達

■ 調達先、調達品はどのように決定されるのか？

■ 調達方針、行動規範などはあるのか？

認証材の取り扱いなど

■ 調達の際、合法性を確認しているのか？そうであればどの部署が確認するのか？入荷前／後の確認なのか？

■ 合法性を確認している内容

商品の合法性を確認しているのか？調達先事業者に対する評価も行っているのか？

■ 樹種、産地による重み付けはしているか？

■ 合法性確認にはどれぐらいコストがかかっているか

■ クリーンウッド法に対する認識

■ 認定事業者制度に対する認識

■ 登録木材関連事業者になっているか？なっている／ならない理由

■ 合法性確認に関する外部との関係

情報収集はどのように行っている？

県木連など

■ 合法性確認を行うメリットは存在するのか？

■ クリーンウッド法に対する要望、提案

② 輸入している木材・木材製品についての質問

- 入荷している外国産木材・木材製品の種類、それぞれの量（立米）

- どここの国の事業者から入荷しているか？

- 輸入している木材・木材製品について、樹種は把握しているか？
- 輸入している木材・木材製品について、直接の輸入先だけではなく、伐採国も把握しているか？
- 何を根拠に把握しているのか？把握が困難なときどうしているか？

- 輸入している木材・木材製品について、合法性の確認は行っているか？
- どのような書類や情報によっているか？

- サプライチェーンが長く、複雑な場合、合板など複数の材料が組み合わさって製造されている木材製品の場合の対処法
どうやって、どこまで遡って情報収集するか

- 合法性が確認できない／疑わしい場合、何をしているのか？

- 合法性が確認できた木材と確認に至らなかった木材等の分別管理は行われているか？

- どのように書類、データの管理をおこなっているか

- 外国産材について、合法性を確認することの問題点

③ 第一種の対象となる国産材についての質問

対象

- 自社が所有している樹木の丸太を，加工または輸出する事業
- 樹木の所有者（森林所有者または立木を購入した素材生産業者）から譲り受けた（入荷，購入など）丸太を，加工，輸出または販売する事業
- 樹木の所有者から委託を受けた丸太を，市場において販売する事業

- 入荷している国産木材・木材製品の種類、それぞれの量（立米）
- どの都道府県の事業者から入荷しているか？
- 伐採された場所は把握しているか？
- それぞれについて、合法性の確認は行っているか？
- どのような書類や情報によっているか？
- 合法性が確認できない／疑わしい場合、入荷先に何か求めているか？
- 合法性が確認できた木材と確認に至らなかった木材等の分別管理は行われているか？
- どのように書類、データの管理をおこなっているか
- 国産材について、合法性を確認することの問題点

- ④ 第二種木材関連事業で取り扱っている木材・木材製品についての質問
- 入荷している外国産木材・木材製品の種類、それぞれの量（立米）

 - 入荷している国産木材・木材製品の種類、それぞれの量（立米）

 - 入荷している由来のわからない木材・木材製品の種類、それぞれの量（立米）

 - どここの事業者から入荷しているか？

 - 入荷先の事業者から合法性を確認したという書類を得た割合

 - どのような種類を確認しているか？

 - 合法性が確認できた木材・木材製品と、確認に至らなかった木材・木材製品の分別管理は行われているか？

 - どのように書類、データの管理をおこなっているか

 - 確認する際の課題、問題点